

第3章 計画の内容



計画の体系

基本方向

男女共同参画社会の実現

I. 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

II. 男女がお互いを認め合う社会づくり

III. あらゆる分野への男女共同参画を促す社会づくり

IV. 男女が共に働きやすい環境づくり
「佐賀市女性の活躍に関する推進計画」

V. ドメスティック・バイオレンス（DV）のない社会づくり
「佐賀市配偶者等からの暴力（DV）の防止及び被害者の支援に関する基本計画」

重点目標	施策
1. 男女共同参画意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ①市民の意識改革のための啓発事業の充実や情報の提供 ②男女共同参画関連の国際規範・基準の理解と浸透 ③ダイバーシティ（多様性）を認め合う意識の醸成
2. 性別にとらわれない教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①家庭・学校・地域社会における男女平等教育の推進
1. 性に関する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ①男女の性及び性的少数者に関する教育の推進 ②性の多様性に関する環境整備の推進 ③メディア・リテラシーの向上 ④性に関する相談窓口の広報及び相談体制の充実
2. ハラスメントや男女間の暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ①ハラスメントや男女間の暴力の根絶にむけた啓発 ②ハラスメントや男女間の暴力に関する相談窓口の広報及び相談体制の充実
3. 生涯にわたる心と身体の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ①妊娠・出産に関する支援 ②心と身体の健康づくり対策の推進 ③性と生殖に関する健康と権利の理解の促進
1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> ①女性の審議会等への参画の促進
2. 家庭や地域社会における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①家庭における男女共同参画促進 ②地域社会における男女共同参画促進 ③防災分野における男女共同参画促進 ④政治分野における男女共同参画促進
1. 事業所における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①事業者の男女共同参画意識の醸成 ②事業所との連携
2. 女性の就労環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ①事業所における女性の活躍に向けた意識の醸成 ②職場における女性の登用促進 ③女性の就労に関する情報収集の場の提供
3. 雇用における男女均等な機会と待遇の確保の促進	<ul style="list-style-type: none"> ①男女の均等な雇用の機会と待遇の確保 ②子育て支援体制の充実 ③ひとり親に対する就労支援の促進 ④介護予防及び介護支援体制の充実
4. ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ①ワーク・ライフ・バランスの普及、啓発 ②ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境整備
5. 農林水産業等における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ①事業や経営方針決定過程への女性の参画促進 ②働きやすい労働条件及び労働環境づくり
6. 庁内における男女共同参画推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①男女共同参画についての職員の意識向上 ②庁内における男女共同参画の推進 ③庁内における女性活躍の推進
1. DV根絶に向けた啓発と教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①市民へのDV防止に関する啓発の推進 ②学校におけるDV未然防止教育等の推進 ③外国籍被害者・障がいのある被害者に配慮した情報提供
2. 安心して相談できる窓口及び被害者支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①市民に対する相談窓口の周知 ②相談体制の充実 ③被害者の安全確保のための支援 ④被害者の自立のための支援 ⑤個人情報の保護 ⑥苦情処理の対応
3. 切れ目のない支援に向けた関係機関等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ①庁内関係部署との連携強化 ②関係機関及び民間団体等との連携

基本方向Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

【基本的な考え方】

男女がお互いを認め合い、尊重し、その個性と能力が十分に発揮される男女共同参画社会を実現するためには、家庭、地域、学校、職場などのあらゆる場において、「男は仕事、女は家庭」というような固定的性別役割分担意識を見直すとともに、個人の意思によって多様な選択ができる社会をめざすことが必要です。

佐賀市においては、市民意識調査結果の経年比較によると、固定的性別役割分担意識に反対する人の割合は年々増加傾向にありますが、実際に家事や育児を担っているのは女性が多いという現状も見受けられます。また、社会の様々な場面での男女の平等感については、学校教育の場を除き男性の優遇感が強い傾向にあります。

誰もがいきいきと暮らせる男女共同参画社会は、一人ひとりが、また次世代を担う子どもたちが、お互いを尊重し合い、ともに社会を構成する一員としての自覚を持つことで実現されます。「男だから、女だから」と個人の生き方が制限されることなく、その個性と能力が十分に発揮されるような、家庭や学校、地域社会を通じた男女共同参画の意識づくりが必要です。

また国際社会では、女性の参画拡大が急速に進められています。国際的協調のもと、男女共同参画に関する国際規範や基準及びその意義を理解し、意識を高めていく必要があります。

【成果目標】

	指 標	基準値	目標値
1	「男だから、女だから」という理由により、自分の思い通りにならないことがあった市民の割合	9.0% (令和元年度)	6.7% (令和7年度)
2	佐賀市男女共同参画を推進する条例の認知度	43.9% (令和元年度)	50.0% (令和6年度)
3	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について反対する人の割合	70.3% (令和元年度)	75.3% (令和6年度)
4	男女共同参画に関心のある人の割合	60.4% (令和元年度)	65.4% (令和6年度)

※資料：1 市民意向調査 2, 3, 4 男女共同参画に関する市民意識調査

重点目標1 男女共同参画意識の醸成

【現状と課題】

これまで、国や県、佐賀市では、男女共同参画に関する様々な啓発事業に取り組んできました。

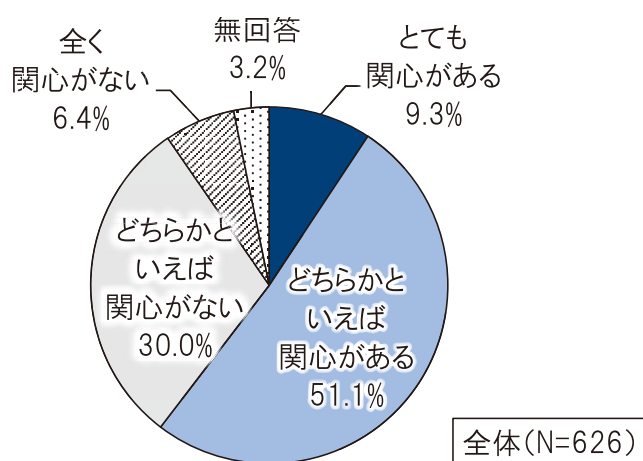
佐賀市においては、4月14日を「パートナーデー※」として、男女共同参画を市民に身近に感じてもらうことをめざし、また佐賀市男女共同参画情報誌「ぼすぼーと」を作成し、市民の視点に立った周知・啓発活動に努めてきました。このほか男女共同参画に関する講座やフォーラムを開催し、その受講者を増やしていくことで、幅広い啓発活動を展開しています。

こうした取り組みにより、令和元年度の「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担意識に対する反対層の割合は、男女ともに約7割を占める結果となっています。

しかしながら、実際の家庭生活での役割分担をみた場合、「炊事、掃除、洗濯などの家事」を中心に、「主に妻」が担う回答が多くなっており希望と現実の間に差が生じています。こうした状況から今後も啓発活動を行い、実際の生活の中での性別による固定的な役割分担の解消を進めていくための視点を盛り込むことが必要になります。

また、我が国では男女共同参画に関する様々な国際的な取り組みに賛同してきましたが、国際規範や基準などに関わる水準は決して高くありません。こうした実情を受け、国際社会と同等の男女共同参画意識を養うために、関連する情報提供や教育の推進が必要です。

■男女共同参画に対する関心度

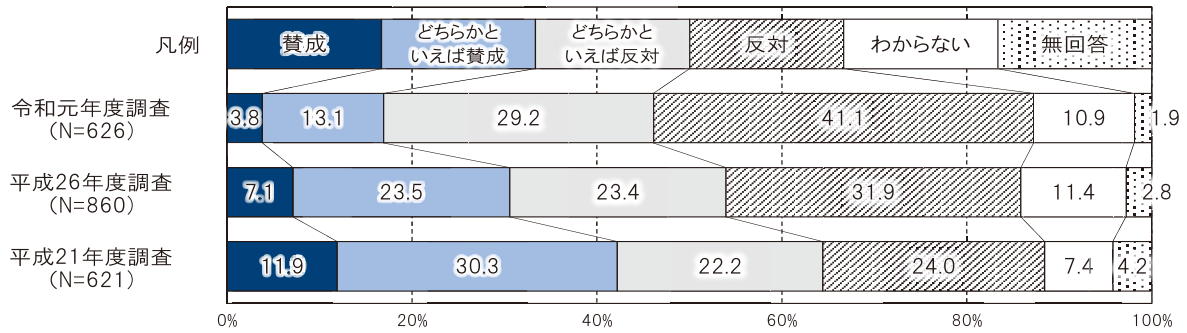


資料：令和元年度 男女共同参画に関する市民意識調査

※パートナーデー

4月14日。佐賀市が制定した、性別や年齢にかかわらず、家庭、職場、学校、地域などでお世話になっている人に「感謝の気持ちを伝える日」。

■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」だと思ふ人の割合（市民）



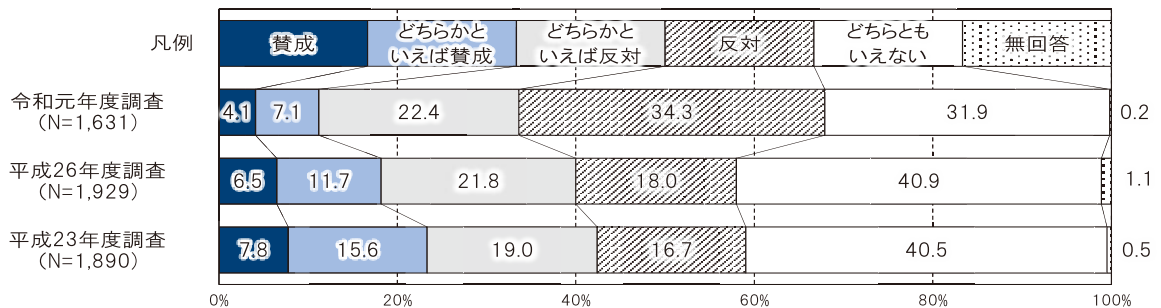
資料：令和元年度 男女共同参画に関する市民意識調査

■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に反対する人の割合（国、県との比較）

	国 (R1)	佐賀県 (R1)	佐賀市		
			H21 調査	H26 調査	R1 調査
全体	59.8%	65.2%	46.2%	55.3%	70.3%
女性	63.4%	69.9%	53.3%	56.9%	74.9%
男性	55.6%	58.5%	36.8%	50.0%	65.9%

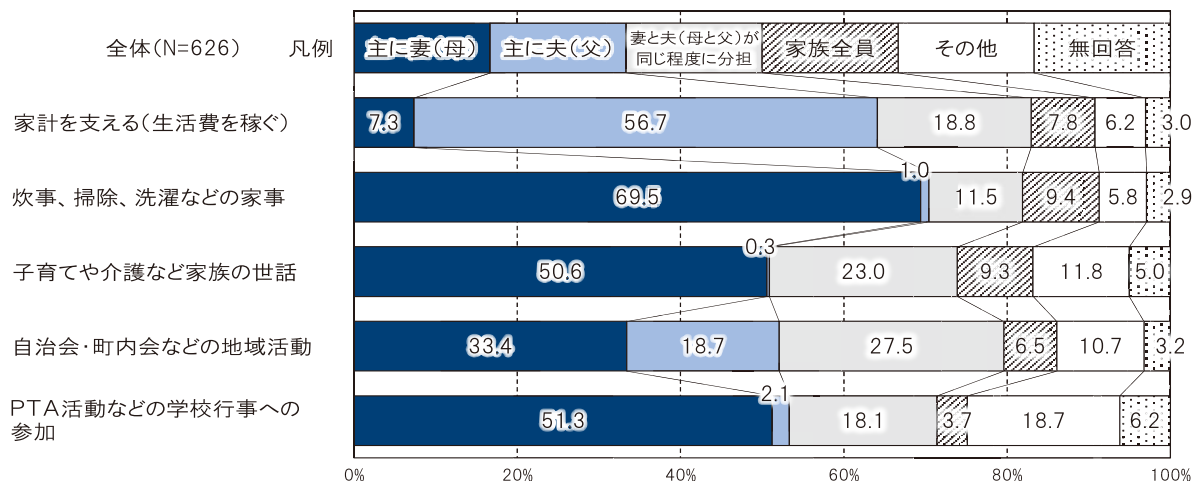
資料：（佐賀市）令和元年度 男女共同参画に関する市民意識調査、（佐賀県）令和元年度 男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査、（国）令和元年度 女性の活躍推進に関する世論調査

■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」だと思ふ人の割合（中学2年生）



資料：令和元年度 男女共同参画に関する中学2年生意識調査

■実際の家庭での役割分担



資料：令和元年度 男女共同参画に関する市民意識調査

【施策1】 市民の意識改革のための啓発事業の充実や情報の提供

市民一人ひとりが、「男だから、女だから」というような固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、その能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、「男女共同参画」に対する理解を深めるための学習の機会を充実させるとともに、啓発活動や情報の提供による男女共同参画意識の醸成を図ります。

事業		担当課
①	各種メディアを活用し、4・14パートナーデーの周知を行う。 【数値目標】パートナーデーの認知度（市民意識調査） 38.0%（R1）⇒ 50.0%（R6）	人権・同和政策・ 男女参画課
②	フォーラムや講座等を開催し、男女共同参画意識を醸成する。 【数値目標】男女共同参画に関する講座等の受講者数 1,283人（R1）⇒1,000人／1年	人権・同和政策・ 男女参画課
③	佐賀市男女共同参画情報誌「ばすぽーと」を作成し、市民に配布する。また、市民編集委員による、新たな視点での情報誌づくりに取り組む。	人権・同和政策・ 男女参画課
④	人権に関する街頭啓発キャンペーン時に配布するチラシやグッズなどに男女共同参画につながる人権啓発メッセージを掲載する。	人権・同和政策・ 男女参画課
⑤	公民館の広報紙等において、男女共同参画に関する記事を掲載する。 【数値目標】広報紙等への男女共同参画関係記事を掲載した公民館数 30館／32館（R1）⇒ 全公民館／1年	公民館支援課

【施策2】 男女共同参画関連の国際規範・基準の理解と浸透

男女共同参画に関する国際的な動向や各国の状況についての情報提供により、男女平等意識の醸成を図ります。

事業		担当課
①	講座等において、ジェンダー・ギャップ指数※などの男女共同参画に関する国際基準の情報を提供する。	人権・同和政策・男女参画課

【施策3】 ダイバーシティ（多様性）を認め合う意識の醸成

性別や国籍、障がいの有無にかかわらず、誰もが個性と能力を十分に発揮することができるダイバーシティ（多様性）あふれる社会の実現に向けて、市民一人ひとりが互いに理解し、尊重し合える意識の醸成を図ります。

事業		担当課
①	市報やホームページなど、各種媒体を活用し、ダイバーシティ（多様性）に関する情報を提供する。	人権・同和政策・男女参画課
②	ダイバーシティ（多様性）に関する講座等を開催し、市民一人ひとりが互いの多様性を認め、尊重する意識を醸成する。	人権・同和政策・男女参画課

※ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

男性と女性の格差の指数で、国別・地域別に、経済分野、政治分野、教育分野及び保健分野のデータから作成され、各分野の女性割合を男性割合で除して算出し、0が完全不平等、1が完全平等を意味している。

重点目標2 性別にとらわれない教育・学習の充実

【現状と課題】

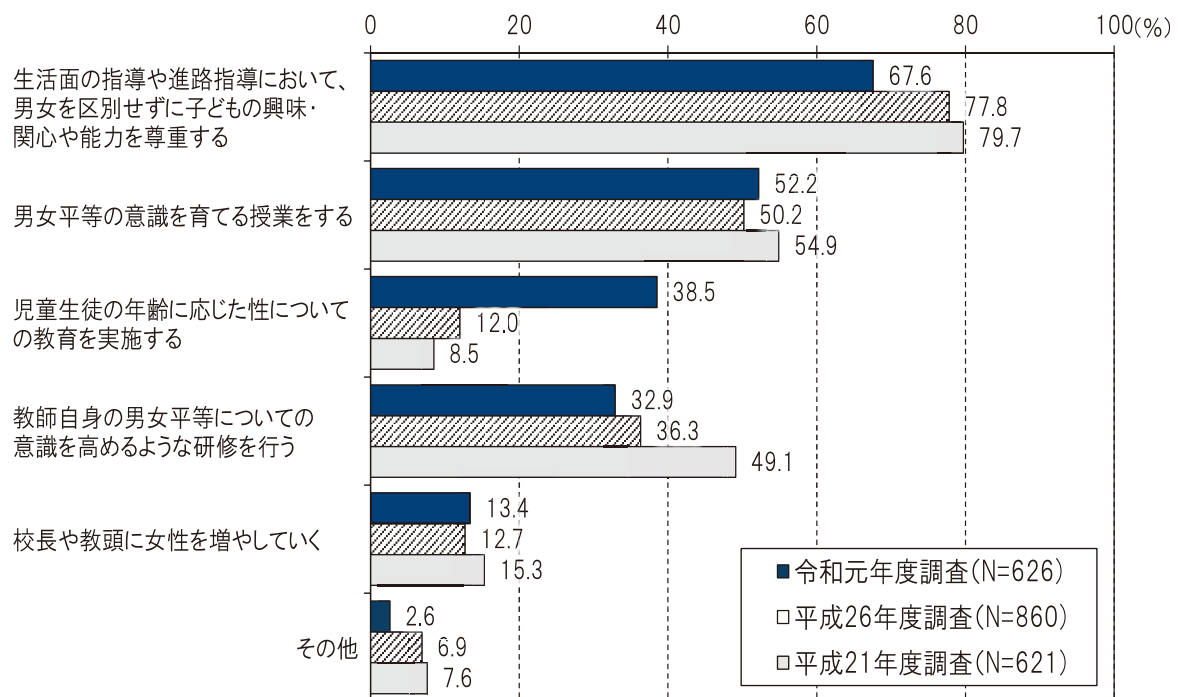
佐賀市においては、学校における教育活動を通し、子どもに対して、男女平等意識の醸成に取り組み、男女相互の協力や互いの性を理解することの大切さを伝えてきました。

学校教育の場は、男女の地位が平等であると考えられている項目の割合が最も高い分野ですが、一方、家庭生活や地域や社会活動の場においては、「男性が優遇されている」と回答した人の割合が高くなっており、これらの分野では、未だに固定的な性別役割分担意識や、男性を優遇する雰囲気が残っている現状が伺えます。

これに対し、「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果からは、学校教育の場で、「生活面の指導や進路指導において、男女を区別せずに子どもの興味・関心や能力を尊重する」ことや、「男女平等の意識を育てる授業をする」ことを望む声が高い割合を占めていることから、多くの方は、男女が望ましい協力関係を築くための教育が必要であると感じているようです。

そのため、今後は様々な教育・学習の場を通じて、男女平等の意識の醸成と、慣習等にとらわれず男女が共に参画できるように、家庭や地域でも、それぞれのあり方を見直していく必要があります。

■男女の望ましい協力関係を築くために学校教育の場で力を入れてほしいこと



資料：令和元年度 男女共同参画に関する市民意識調査

【施策1】 家庭・学校・地域社会における男女平等教育の推進

家庭、学校、地域社会における教育や学習は、男女平等を含めた人権尊重の意識を根付かせる上で大変重要です。家庭は子どもが成長していく上で、最も重要な役割を担う生活の場です。また、学校教育の場も、男女共同参画意識づくりに大きな影響を及ぼします。子どもたちの成長過程に影響を与える保護者や教職員、地域の大人たちへの男女共同参画に対する理解を促進し、あらゆる教育活動を通じて男女平等意識の醸成を図ります。

事業		担当課
①	人権ふれあい学級等において、男女の人権を取り扱う。 【数値目標】 男女の人権を取り扱った人権ふれあい学級等の受講者数 238人/1年(R1) ⇒ 250人/1年	人権・同和政策・ 男女参画課
②	中学生に対して、男女共同参画に関する授業を実施する。 【数値目標】 「男女共同参画社会へ～パートナーシップ条例を知ろう～」を活用した授業の実施校 市立全中学校/1年(R1) ⇒ 市立全中学校/1年	学校教育課
③	小中学校の教職員研修向けハラスメント研修において、男女平等教育を取り扱い、性別にとらわれない進路指導や生徒指導を行うように支援する。 【数値目標】 教職員向け男女平等教育研修実施校 市立全小・中学校/1年(R1) ⇒ 市立全小・中学校/1年	学校教育課
④	保育従事者研修会の中の人権研修において、男女の人権を取り扱う。 【数値目標】 男女の人権を取り扱った保育従事者研修の参加者数 226人/1年(R1) ⇒ 400人/1年	保育幼稚園課

基本方向I 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

ともに 進めよう！

市

- 広報紙やホームページ、イベントなどを通じて、男女共同参画やダイバーシティ（多様性）に関する情報を提供し、意識の醸成を図ります。
- 男女共同参画の必要性を学べる学習機会を充実させます。
- 市民のニーズや意識を定期的に調査し、計画や施策に反映させます。

市民

- 男女に不平等をもたらすような慣習やしきたりに気づき、改めていきましょう。
- お互いを尊重し、多様性を認め合い、支えあう気持ちを大切にしましょう。
- 男女共同参画に関する講座やフォーラム等に積極的に参加しましょう。

事業者

- 職場において、男女が不平等に扱われていないか、見直してみましょう。
- 職場において、性別による固定的な役割分担がないか話し合ってみましょう。

自治組織等

- 男女がさまざまな活動に参画できるように、慣習やしきたりを見直してみましょう。
- 自治組織等の運営や活動の場で、男女が不平等に扱われていないか、話し合ってみましょう。

教育に携わる者

- 性別にとらわれることなく、子ども一人ひとりの個性を大切にしましょう。
- 就学前保育や幼児教育、学校教育等で、男女が不平等に扱われていないか、見直してみましょう。
- 男女共同参画の意識をもって、子どもと接するようにしましょう。

基本方向Ⅱ 男女がお互いを認め合う社会づくり

【基本的な考え方】

日本国憲法においては、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、これが「男女共同参画社会基本法」の理念の一つとなっています。男女共同参画社会は、男女の人権を尊重し合い、ともに社会を構成する一員として自覚を持つことではじめて実現するものです。

近年では、男女共同参画社会の推進に関する様々な啓発、教育の場を通して、この男女の人権についても理解が進んでいます。

しかしながら、一方ではDVの深刻化や、セクシュアルハラスメント※¹による被害も、依然問題となっています。

また、高度情報化の進展に伴い、インターネットやスマートフォン等新しい形態のメディアが急速に普及し、膨大な情報が氾濫している中、メディアが伝える情報を自分自身で判断して活用する能力が必要となっています。このため、メディアにおける表現について、人権尊重の視点から取り組みを推進するとともに、メディア情報を受ける側も、ジェンダー平等の視点から客観的に読み解く能力（メディア・リテラシー※²）を向上させる必要があります。

さらに、性情報の氾濫や性に対する意識の変化、互いの性への理解不足などにより、望まない妊娠による人工妊娠中絶が後を絶たない状況にあります。女性の妊娠・出産や更年期における健康上の問題、不妊に悩む夫婦への支援や性感染症の予防など、男女それぞれの性が尊重されるよう正しい知識の普及・啓発を推進する必要があります。

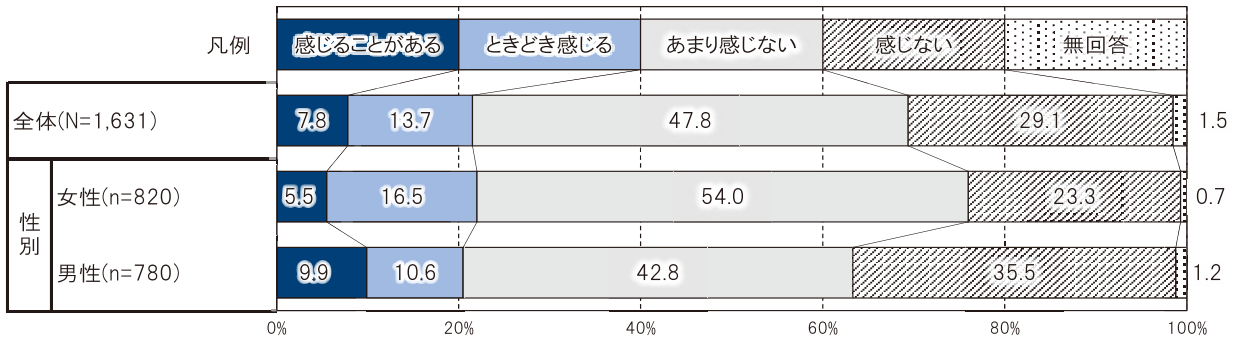
また、性的指向や性自認に関して社会的に少数派とされる性的少数者※³（LGBTs）は、生きづらさを感じるなど困難な状況におかれている場合が多く、このような人たちに対する理解の促進も必要です。

【成果目標】

	指 標	基準値	目標値
1	「男のくせに根性がない」「女には仕事を任せられない」など差別的な言葉を言われたことがない人の割合	62.6% (令和元年度)	80.0% (令和6年度)
2	学校生活の中で男女の差を感じる生徒の割合	21.5% (令和元年度)	16.5% (令和6年度)

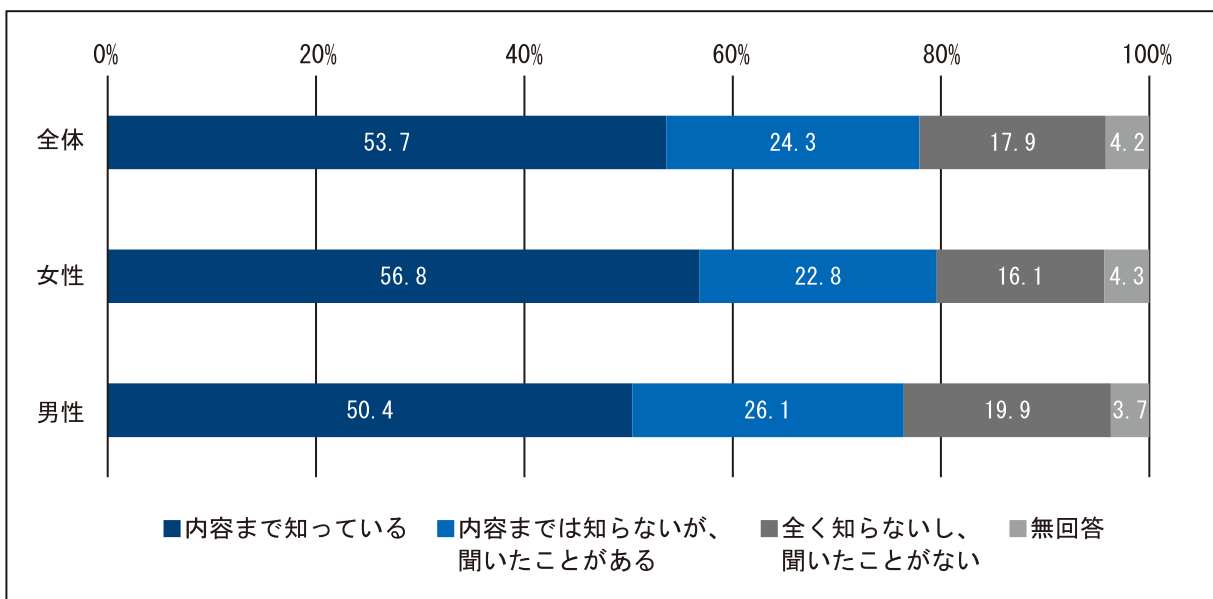
※資料：1 男女共同参画に関する市民意識調査 2 男女共同参画に関する中学2年生意識調査

■ 学校生活の中で男女の差別を感じることの有無



資料：令和元年度 男女共同参画に関する中学2年生意識調査

■ 「LGBT」の認知度



資料：令和元年度 男女共同参画に関する市民意識調査

※1 セクシュアルハラスメント

身体への不必要な接触、性的関係の強要、衆目にさらされる場所へのわいせつな写真の掲示などの性的いやがらせのこと。

※2 メディア・リテラシー

メディア（テレビ、雑誌、インターネットなど）から発信される情報をそのまま受け取るのではなく、主体的に読み解いて活用する能力のこと。また、メディアを活用し、自分の考えを表現する能力のこと。

※3 性的少数者（LGBTs）

心の性別や、好きになる相手の性別において、社会的に少数派とされる人たち。
 「L」レズビアン：女性として女性が好きな人
 「G」ゲイ：男性として男性が好きな人
 「B」バイセクシュアル：好きになる相手が同性の場合も異性の場合もある人
 「T」トランスジェンダー：生まれた時の性にとらわれない生き方をする人
 の頭文字に、それ以外のセクシャル・マイノリティの方を表す「s」を加えて「LGBTs」とも称される。

重点目標 1 性に関する理解の促進

【現状と課題】

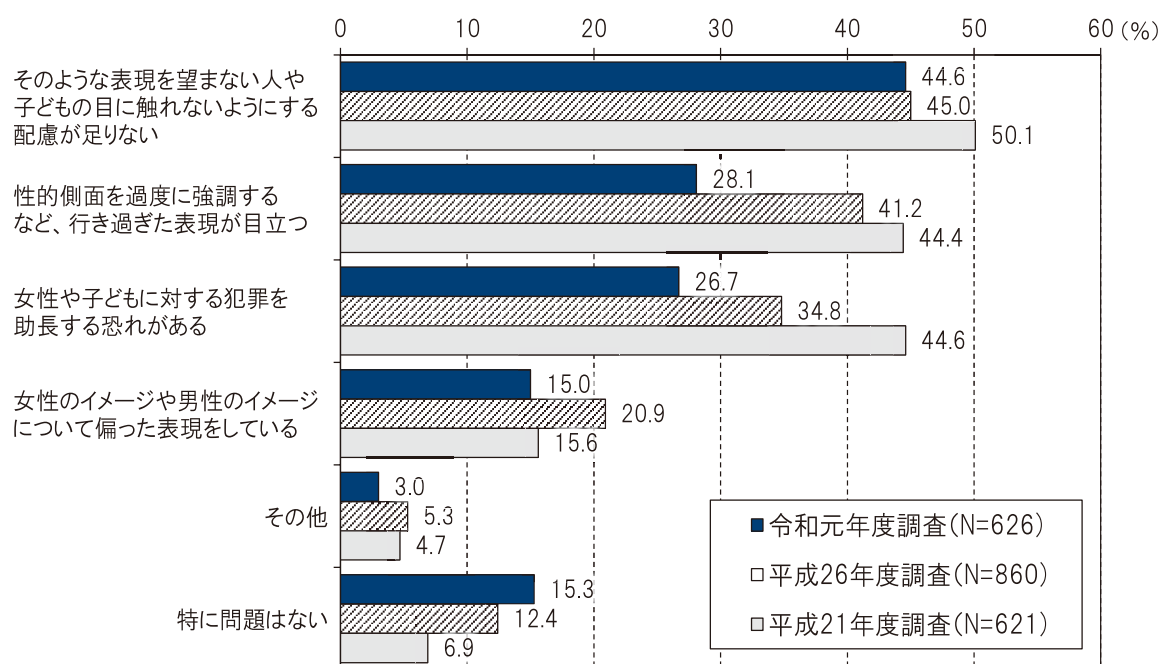
近年では、10歳代から20歳代を中心に性の多様性への理解は進んできましたが、まだ、十分とは言えないため、多くの人の理解が必要となっています。また、同性パートナーシップ証明制度等の環境整備の推進を求める声もあります。

情報化社会の進展によって、インターネットやスマートフォン等を通じ、女性、子どもなどが被害者となる犯罪や人権侵害にあたる行為などが、社会問題化しています。こうした状況からは、子どもから、大人、高齢者に至る市民一人ひとりが、性に関する正しい理解や、心身に影響を及ぼすような人権侵害、犯罪から身を守るための知識を身につける必要があります。

市民意識調査によれば、メディア等における性や暴力の表現について、「子どもの目にふれないような配慮が足りない」、「女性や子どもに対する犯罪を助長する恐れがある」、「性的側面の強調など、行き過ぎた表現が目立つ」と約3割から4割以上の方が回答しており、多くの人が、現在のメディア等における性や暴力の表現に問題を感じていることがわかります。

こうした状況からは、性に対する正しい教育を通じた知識の習得と、様々な情報をそのまま自己に取り込むことなく、主体的に読み解き、活用・自己発信することができるメディア・リテラシーの向上が必要です。

■新聞・雑誌・テレビなどのメディアやインターネット・SNS・ゲーム等における性や暴力の表現について



資料：令和元年度 男女共同参画に関する市民意識調査

【施策1】 男女の性及び性的少数者（LGBTs）に関する教育の推進

男女の人権尊重の意識を醸成していくためには、互いの性を理解することが必要です。男女の性に関する正しい知識の啓発と性の多様性についての理解を促します。

事業		担当課
①	エイズや性感染症等の予防・啓発のため、情報提供を行う。	健康づくり課
②	保護者に対して、児童・生徒に対する正しい性教育の必要性について説き、学校と家庭の双方から児童生徒の理解を促進する。 【数値目標】「男女の性」「性的少数者（LGBTs）」等について掲載した便り等を発行した学校数 市立全小・中学校／1年	学校教育課
③	講座等において、生物学的性差と社会的性差及び性の多様性について市民への理解を促す。	人権・同和政策・男女参画課

【施策2】 性の多様性に関する環境整備の推進

「女性」「男性」だけではなく、性的少数者（LGBTs）の人々にとって、多様な個性と能力を十分に発揮することができる社会となるように、性の多様性に関する情報提供により市民や市職員の理解を高め、環境整備を推進します。

事業		担当課
①	講座・研修において性の多様性への理解を促進する。 【数値目標】性の多様性についての研修の参加者数 222人（R1） ⇒250人／1年	人権・同和政策・男女参画課
②	学校において性の多様性に配慮した環境整備を図る。	学校教育課
③	庁内における申請書等への性別記入欄の削除または多様な性への対応（国、県様式を除く）を行う。	人権・同和政策・男女参画課
④	職員研修等を通して、性の多様性や環境整備の必要性について職員の理解を深める。	人権・同和政策・男女参画課
⑤	関係機関と連携した多様な性に関する相談体制の充実。	人権・同和政策・男女参画課

【施策3】 メディア・リテラシーの向上

メディアにおける人権に配慮した表現を推進するとともに、情報を主体的かつ客観的に解釈し、使いこなす能力についての啓発や環境の整備に努めます。

事業		担当課
①	市報やホームページ、各種媒体等において、男女の表現に配慮する。	秘書課
②	講座等において、インターネットやスマートフォン等の有害サイトに巻き込まれないようメディア・リテラシーについて啓発を行う。 【数値目標】メディア・リテラシーを扱った講座等の受講者数 250人/1年	人権・同和政策・男女参画課
③	小・中学校における情報モラル教育※において、パソコンや携帯電話に侵入する有害情報の適切な対処法についての学習に取り組む。	学校教育課
④	SNS を介した青少年の性被害やインターネット、スマートフォン等でのトラブル防止について啓発を行う。	社会教育課

※情報モラル教育

学習指導要領では「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」として定め、各教科の指導の中で身につけさせることを、情報モラル教育としている。

【施策4】 性に関する相談窓口の広報及び相談体制の充実

性に関する相談に対応するため、相談窓口の広報と相談体制の充実を図ります。

事業		担当課
①	公共機関のトイレに性に関する相談窓口を記載したカードを設置する。	人権・同和政策・男女参画課
②	窓口や電話で、性に関する不安や悩みについての相談を受ける。また、相談の内容に応じて、佐賀中部保健福祉事務所等との連携を図る。	健康づくり課

重点目標2 ハラスメントや男女間の暴力の根絶

【現状と課題】

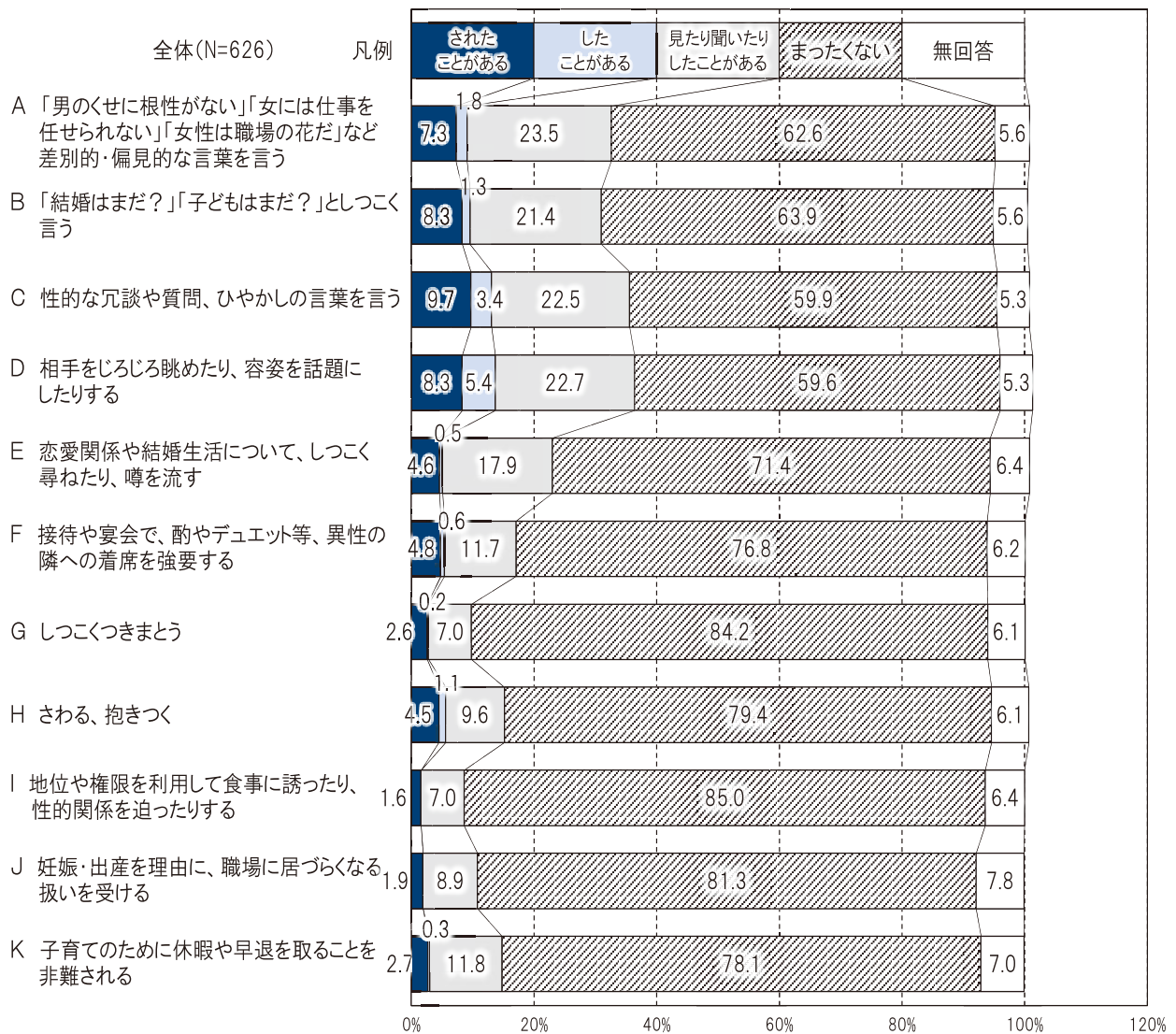
固定的性別役割分担意識の影響などから、男女間の社会的地位や経済力には格差があり、また、女性を男性より劣った性と見たり、性的関心の対象としてのみ見たりするなどの傾向は未だ強く残っています。

そのような意識に起因すると考えられるセクシュアルハラスメントは、相手の意思に反して、不快や不安な状態に追いこむ性的な言葉や、これにあたる行為を指すものであり、個人の人格と尊厳を不当に侵害するものです。こうした、言葉や態度などによって人の心を傷つける精神的な暴力や嫌がらせであるハラスメントには、ほかに職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させるパワーハラスメントもあり、こうした行為は、近年様々な形で問題化しています。

また暴力行為は、いかなる理由があっても決して許されない人権侵害であり、DVを根絶するための基盤整備や取り組みを推進する必要があります。

市民意識調査によれば、約1割の女性がセクシュアルハラスメントを受けたことがあり、その被害者のうち約4割は誰にも相談せず、我慢している状況にあります。また、女性ばかりではなく男性も被害を受けており、その被害者のうち約5割は誰にも相談していない状況にあります。このような被害を無くすためには、相談窓口を充実し、ケースごとに適切な対応を進めていく必要がありますが、問題の性格上、外部に相談することをためらったり、どこに相談したらよいかわからず、問題を深刻化させたり、心身の負担が重度化していくことが懸念されます。そのため、セクシュアルハラスメント等に関する正しい知識やその対処の仕方について啓発を図るとともに、被害者を相談に結びつけることができるよう、相談窓口の周知や周囲での見守りに向け、関連機関の間で連携を図る必要があります。

■セクシュアルハラスメントについて、5年以内に職場・学校・地域でしたり、されたりしたことがありますか。



資料：令和元年度 男女共同参画に関する市民意識調査

【施策1】 ハラスメントや男女間の暴力の根絶にむけた啓発

セクシュアルハラスメントをはじめとするハラスメントは、個人の人格と尊厳を不当に侵害するものであり、決して許されるものではありません。その認識を周知し、ハラスメントや男女間の暴力の根絶に向けて啓発を促進します。

事業		担当課
①	講座等を通じて、セクシュアルハラスメントなどの性差別に基づく暴力について、理解と防止を促す。	人権・同和政策・男女参画

【施策2】 ハラスメントや男女間の暴力に関する相談窓口の広報及び相談体制の充実

ハラスメントや男女間の暴力を受けた際の相談に対応するため、関係機関と連携し、適切な対応ができる相談体制の充実を図ります。また、相談窓口の広報の充実に努めます。

事業		担当課
①	無料労働相談において、セクシュアルハラスメントへの相談に対応する。	商業振興課
②	婦人相談員を設置し、面接やメールによる相談に対応する。必要に応じて、性暴力救援センターなどの関係機関との連携を図る。	こども家庭課
③	市報やホームページ等で相談窓口の広報を行う。	こども家庭課
④	ハラスメントや暴力に関する男性被害者の相談窓口については、佐賀県立男女共同参画センター実施の男性総合相談「男性のための電話相談」の広報を行う。	人権・同和政策・男女参画

重点目標3 生涯にわたる心と身体健康づくりの推進

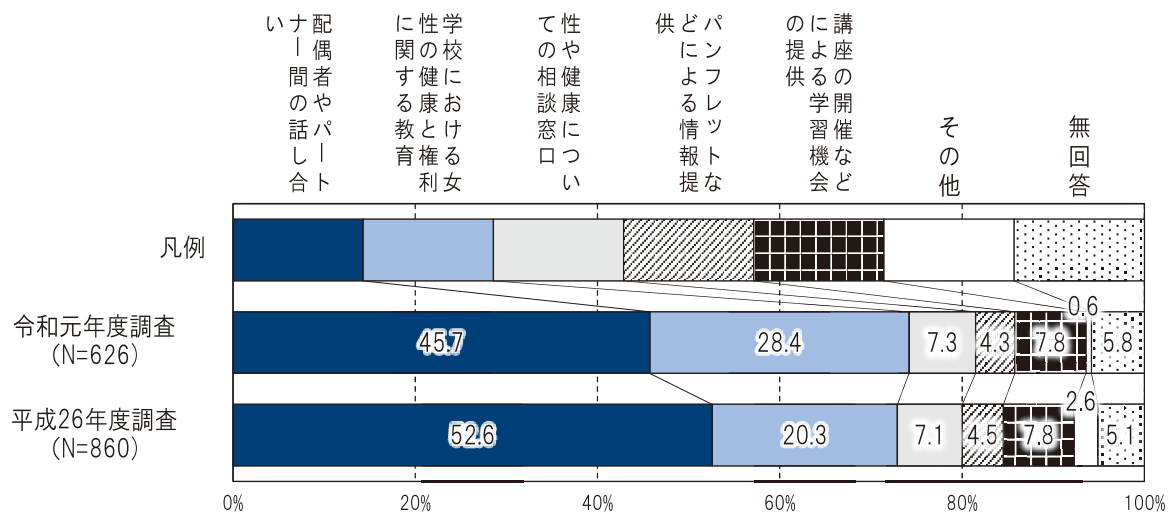
【現状と課題】

生涯にわたって心と身体健康を保つことは全ての人にとって重要なことであり、男女共同参画社会の実現に向けた視点からは、女性も男性もそれぞれの身体の特徴を理解しながら、互いに思いやりを持つことが大切です。

市民意識調査の結果からは、妊娠や出産、性生活にかかわる女性の権利・健康や性感染症の予防について、みんなが互いに理解し合うために大切なこととしては、「配偶者やパートナー間の話し合い」が約半数で最も多く、次いで「学校における女性の健康と権利に関する教育」が続いています。

このように、男女共同参画の視点から、生涯にわたる健康づくりの重要性が認識されていることに鑑み、今後も講座等において、正しい知識の普及や情報提供を進めていくことが求められます。

■妊娠・出産・性生活にかかわる女性の権利・健康や性感染症の予防について大切なこと



資料：令和元年度 男女共同参画に関する市民意識調査

【施策1】 妊娠・出産に関する支援

子どもを安心して出産し、育てるために、妊娠や出産に関する情報提供や保健師等による家庭訪問など健康支援の充実を図ります。また、不妊治療への経済的支援を行います。

事業		担当課
①	在住外国人に対し、妊娠・出産に関するDVDの貸し出しを行い、日本における出産への不安解消に努める。 (DVDは英語、中国語、韓国語、スペイン語、タイ語、ポルトガル語、ベトナム語)	国際課
②	生後2～4カ月頃、助産師、母子保健推進員、保健師による全戸訪問をし、情報の提供や保健指導を行う。また、出産後1カ月頃、母親を対象に「産後うつアンケート」を実施し、フォローが必要な産婦に保健師がフォローをする。 【数値目標】 専門職員等の訪問により育児不安を解消した割合 97.7% (R1) ⇒ 99.0% (R7)	健康づくり課
③	妊娠届出(母子健康手帳発行)時に出産や栄養等に関する相談・指導を行い、妊婦健診補助券を交付し、安全安心な出産ができるよう支援する。また、妊娠・出産に関する悩みについて関係機関と連携して情報提供や相談を行う。 【数値目標】 妊娠届出時の保健指導実施率 100% (R1) ⇒ 100%/1年 (R7)	健康づくり課
④	不妊治療に取り組む夫婦に対して、医療保険の適用がない人工授精・体外受精・顕微授精の治療費の一部を助成し、経済的支援を行う。	健康づくり課

【施策2】 心と身体の健康づくり対策の推進

心身ともに健康であることは日常生活を営む上で欠かせません。しかしながら、不安や悩み
に起因する精神的な病は増加傾向にあります。この予防に向け、心の健康に関する情報提
供を進めます。

事業		担当課
①	市報、HP 等による心の健康に関する周知啓発を行う。	健康づくり課

【施策3】 性と生殖に関する健康と権利の理解の促進

子どもをいつ産むかあるいは産まないかを選ぶ自由、安全な性生活や妊娠・出産に関する
学習機会や教育の充実を図ります。

事業		担当課
①	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※） について理解を促す講座や広報を行う。	人権・同和政策・男 女参画課
②	小・中学校の授業において、生命の誕生等に関する教育を行う。	学校教育課

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

みずからの性生活や妊娠出産のあり方について、女性自身が自己の判断にもとづいて決定する権利
と、そうした自己決定を可能にする社会条件・医療環境を整えることで、女性が生涯にわたり、心身
の健康と安寧を確保しようとする事。

基本方向Ⅱ 男女がお互いを認め合う社会づくり

ともに 進めよう！

市

- 性の多様性やハラスメント、男女間の暴力について相談しやすい体制をつくれます。
- メディアからの情報を、人権尊重という視点で読み解く学習を進めます。

市民

- ハラスメントを絶対にしない、許さない意識を持ちましょう。
- 妊娠、出産について、家族で話し合しましょう。
- メディアの表現に含まれる固定的な性差感や性差別を読み解く力を身につけましょう。
- 男女の身体や生殖のしくみについて理解し、心身の健康に気をつけましょう。

事業者

- 職場において、ハラスメント等が行われていないか、見直し体制を強化しましょう。
- 職場内で、ハラスメント等について相談できる体制をつくりましょう。
- 性や暴力に関して過度な表現をしないようにしましょう。
- 職場において、メンタルヘルスなど、心身の健康づくりを推進しましょう。

自治組織等

- 地域から発する情報や活動に、固定的な性差感や性差別がないか注意しましょう。

教育に携わる者

- 性に関する教育の充実を図りましょう。
- DVやセクシュアルハラスメントについての学習機会を設けましょう。
- 有害情報の適切な対処について、情報モラル教育の充実を図りましょう。

基本方向Ⅲ

あらゆる分野への男女共同参画を促す社会づくり

【基本的な考え方】

男女が社会を構成する一員としてお互いを認め合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野への男女共同参画を促進する社会を実現していくためには、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、新たな視点や意見を取り入れていくことが重要です。SDGs（持続可能な開発目標）のゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」を達成する上での課題でもあります。

行政における政策・方針決定の場への女性の参画については、各種審議会・委員会等において積極的に女性の参画率を上げる必要があります。

家庭では、核家族化が進み世帯人員が減少する中、家事・育児・介護等について、家族がお互いに協力し合いながら担っていきけるよう、固定的性別役割分担意識を解消していく必要があります。それと同時に、お互いの意見を尊重しながら生活様式の調整を図り、それぞれが家族としての責任を果たしていくことが大切です。

そのほか、まちづくりを進める地域活動においても女性の視点を取り入れるなど、多種多様なニーズに対応できるよう、男女が共に参画しやすい環境整備を進め、地域の活性化を図っていくことが重要となります。

また、近年、重要性が非常に高まっている防災分野や政治分野においても、男女共同参画の視点からの取り組みが必要であり、引き続き女性の参画を進めていきます。

【成果目標】

	指 標	基準値	目標値
1	女性の審議会等への参画率（法令に基づく各種審議会・委員会等）	43.3% （令和元年度）	43.0%以上 （令和7年度）
2	男性の一日の家事関連時間「30分未満、全くしていない」人の割合	48.9% （令和元年度）	45.2%以下 （令和7年度）

※資料：1 人権・同和政策・男女参画課調べ 2 市民意向調査

重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

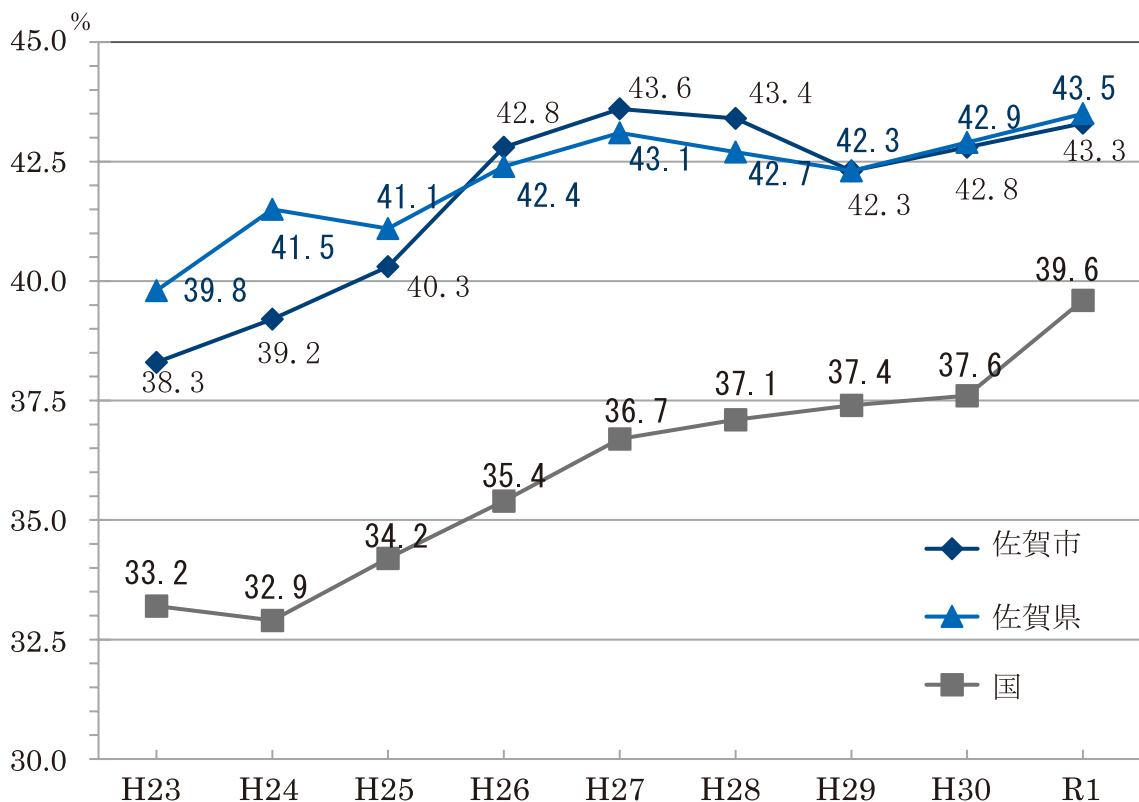
【現状と課題】

現在、佐賀市の政策や方針を決定する場となる、市の審議会、委員会等への女性の参画率は、「第三次佐賀市男女共同参画計画」の目標値 42.0%に対して、令和元年度時点で 43.3%と目標を達成しています。

しかしながら、中には全体に比べ女性の参画率が低い審議会・委員会等もみられます。また近年では、防災をはじめ、女性の視点に基づく意見の反映が重要であると指摘されている分野もあり、今後も男女共同参画を推進する上では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大は非常に重要です。

引き続き審議会等の委員候補者として登録する「女性人材リスト」の充実や活用を図りながら、女性の参画率向上への積極的な取り組みを行っていくとともに、各種審議会・委員会等内での男女の比率にも配慮していく必要があります。

■法令に基づく審議会等における女性委員割合の推移



資料：(佐賀市) 人権・同和政策・男女参画課調べ (各年 6 月 1 日現在)

(佐賀県) 男女参画・女性の活躍推進課調べ (各年 3 月 31 日現在)

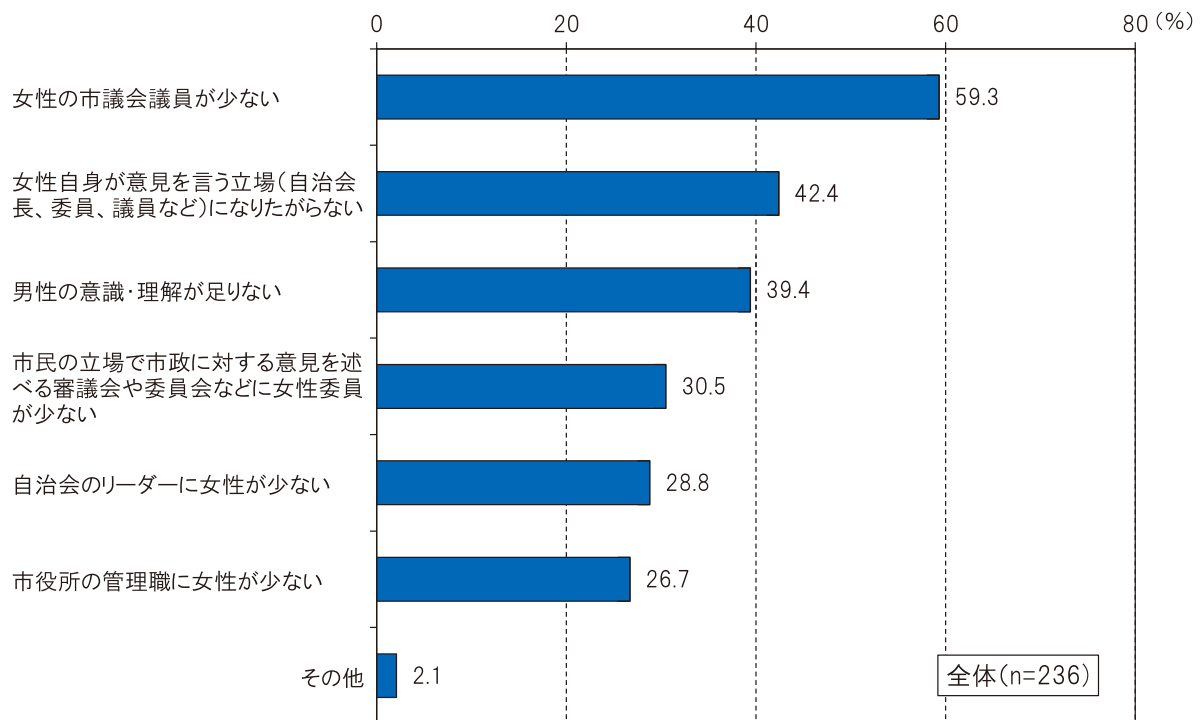
(国) 国の審議会等における女性委員の参画状況調べ (各年 9 月 30 日現在)

【施策1】 女性の審議会等への参画の促進

政策や方針を決定する場において、男女それぞれの意見が反映されるよう、幅広い分野の女性の人材発掘と育成に努め、市の審議会・委員会等への女性の参画を促進します。

事業		担当課
①	専門知識を有する女性を広く発掘し、女性人材リストを充実させる。 【数値目標】女性人材リスト登録者数 105人(R1) ⇒ 145人(R7)	人権・同和政策・ 男女参画課
②	各種審議会・委員会等への女性委員の登用を促進する。	人権・同和政策・ 男女参画課

■市の方針決定等に女性の意見や考え方が反映されていない理由



資料：令和元年度 男女共同参画に関する市民意識調査

重点目標2 家庭や地域社会における男女共同参画の推進

【現状と課題】

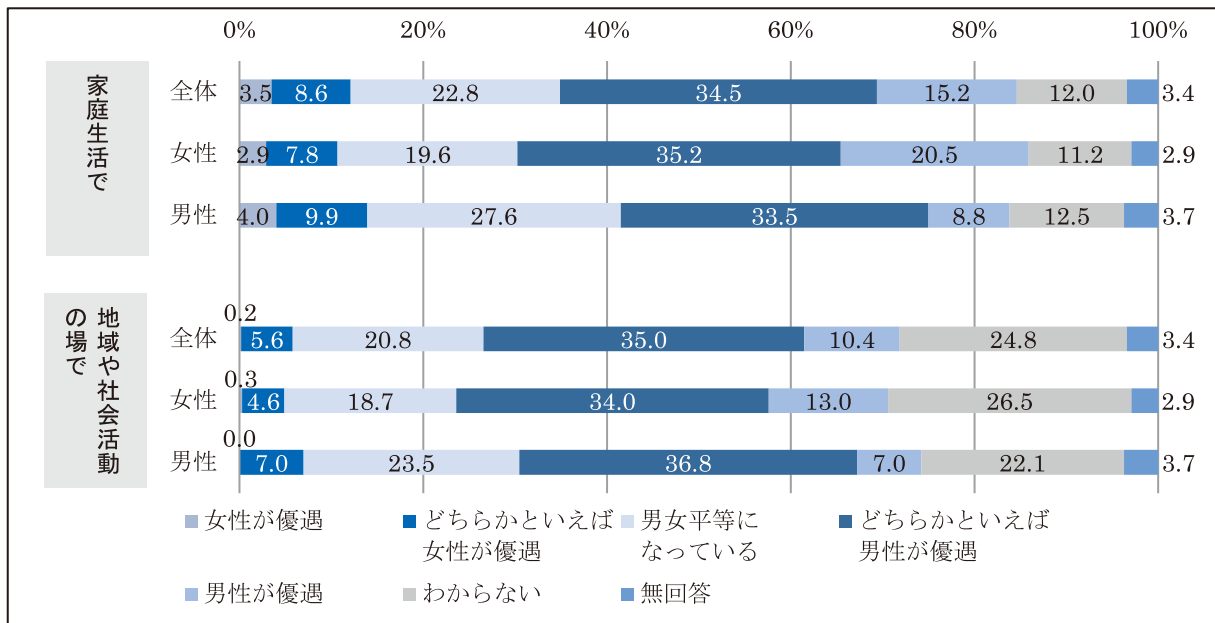
現在のライフスタイルは多様化し、結婚の形、家族の形、地域におけるつながりや生活のあり方は様々です。しかし、従来からの慣習やしきたり、意識、価値観等はすぐには変わらないため、男女共同参画の考え方がいまだに進んでいない現状があります。

市民意識調査によると、男女の平等観については、「家庭生活」では49.7%、「地域や社会活動の場」では45.4%が男性優遇と回答し、男女平等になっていると回答した人の割合を大きく上回っています。また、具体的に家庭生活での役割分担についてみると、炊事、掃除、洗濯などの家事では約7割が「主に妻」の役割となっており、家庭や地域社会における男女平等な参画を阻害しています。

一方、近年、頻発する大規模災害から、地域での防災・災害復興時に、女性の視点を反映することが重要であることは明らかであり、市民意識調査からも、「防災計画等の計画策定の段階から、男女双方の意見が反映できるような体制を整える」ことが必要であるという意識がうかがえます。

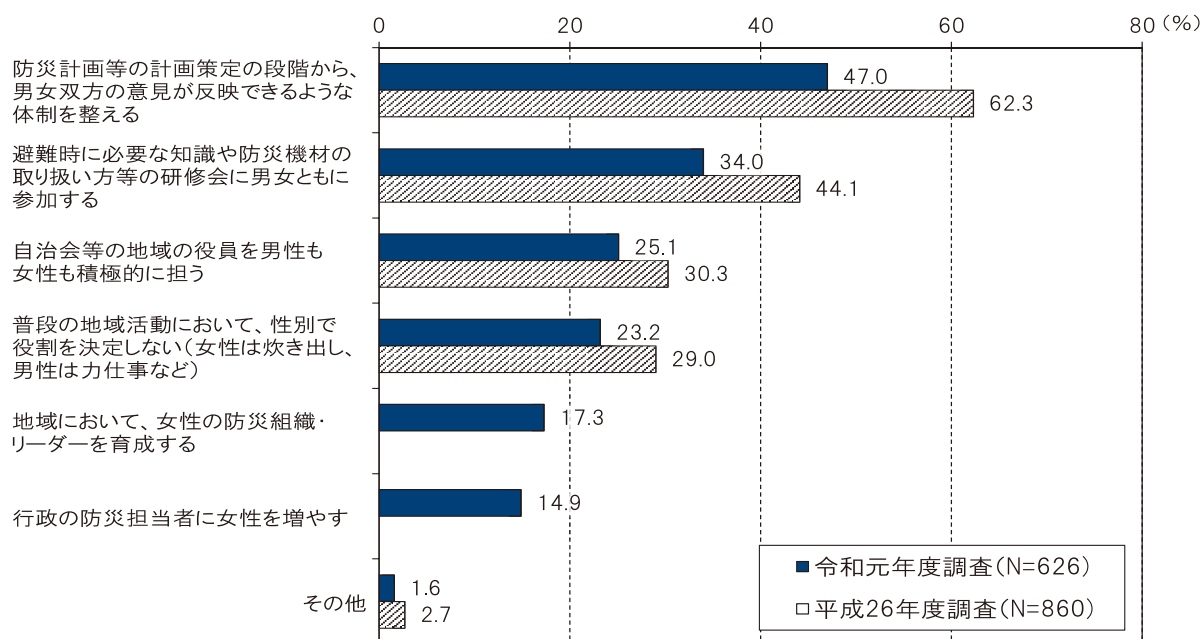
このため、家庭や地域社会においては、従来の性別による固定的役割分担意識の解消から、男女が共に対等な立場で参画を進めていくための啓発と取り組みが必要です。

■ 「家庭生活」、「地域や社会活動の場」における男女の平等観



資料：令和元年度 男女共同参画に関する市民意識調査

■防災・災害復興時において、男女共同参画に根ざした対応をとるために必要なこと



資料：令和元年度 男女共同参画に関する市民意識調査

【施策1】 家庭における男女共同参画促進

家事・育児・介護などについて、家族全員が協力して、それぞれの責任を担えるよう、男女の役割分担の意識の啓発に努めるとともに、家庭内での実践につながる講座の開催や情報の提供を行います。

	事業	担当課
①	妊娠届出時に夫婦が協力して子育てできるように啓発を行う。また、母子手帳交付時に、「プレママ&プレパパサロン」を紹介する。	健康づくり課
②	子育て支援センターゆめ・ほけっとにおいて、「プレママ&プレパパサロン」を実施し、父親の育児参加を促進する。 【数値目標】プレママ&プレパパサロン男性参加者数 198人(R1) ⇒ 200人/1年	保育幼稚園課
③	公民館において、男女共同参画の視点に基づく講座を実施する。 【数値目標】男女共同参画に基づく講座を開催した公民館数 全公民館/1年(R1) ⇒ 全公民館/1年	公民館支援課
④	家事や育児に関する啓発や講座を通し、男性の家事や育児への参加を促進する。	人権・同和政策・男女参画課
⑤	男性の育児休暇・休業の取得について啓発を行う。	人権・同和政策・男女参画課

【施策2】 地域社会における男女共同参画促進

地域活動において、男女が共に参画しやすい環境づくりを市民や自治会などとの協働で促進するとともに、これまで十分に反映されてこなかった女性の視点を活かし、その参画を進めていくための人材の育成に努めます。

事業		担当課
①	公民館と連携し、各種講座等で地域における男女共同参画を推進する。	人権・同和政策・男女参画課
②	男女共同参画リーダーの養成を目的とし、男女共同参画に関する会議・大会へ市民を派遣する。	人権・同和政策・男女参画課

【施策3】 防災分野における男女共同参画促進

災害に強い地域社会の構築に向けて、男女共同参画の視点から必要な対策に取り組んでいけるよう、引き続き女性の参画を促進していきます。

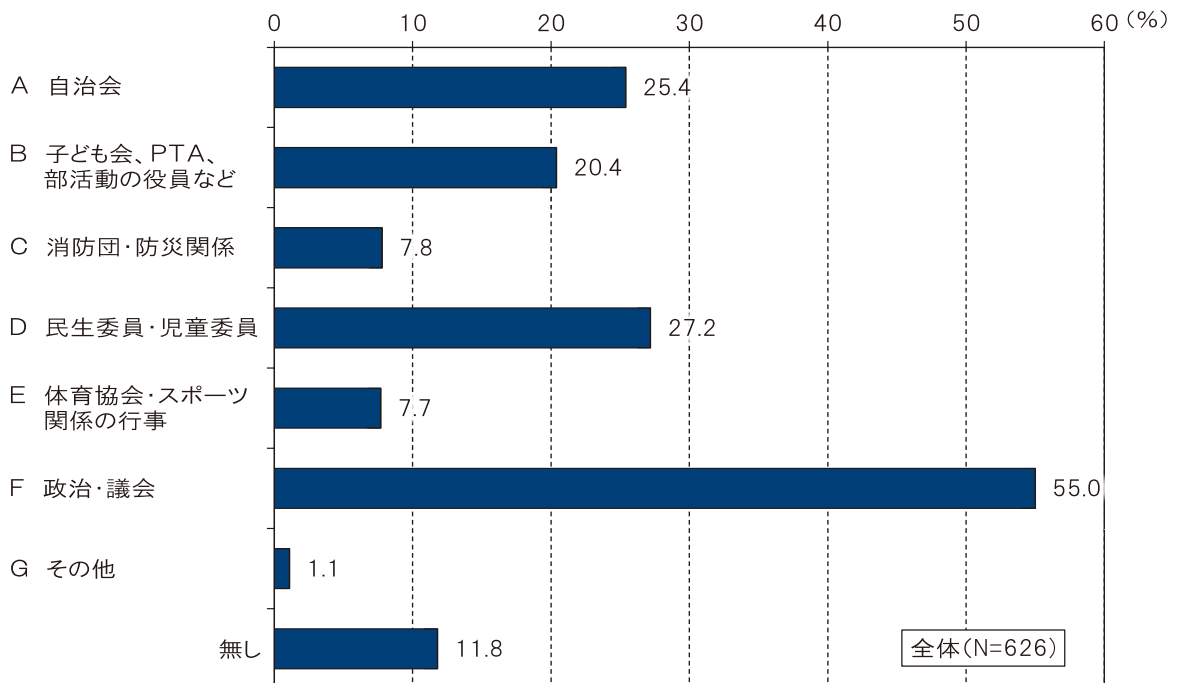
事業		担当課
①	地域での防災や避難活動に対して女性の視点を反映できるよう、活動の担い手やリーダーとして、女性の参画を進めていく。 【数値目標】佐賀市防災会議における女性委員数 18.6% (R1) ⇒25.0%以上 (R7)	消防防災課
②	女性消防団員の加入、育成指導の促進 【数値目標】佐賀市消防団における女性消防団員数 102人 (R1) ⇒112人 (R7)	消防防災課
③	避難所において、女性など多様な人が安心して過ごせる場の確保及び備蓄品の整備。	消防防災課
④	防災訓練において女性など多様な人の参加促進を図る。	消防防災課
⑤	女性など多様な視点をふまえた防災講座を実施する。 【数値目標】女性など多様な視点をふまえた防災講座の開催回数 2回 (R1) ⇒1回以上/1年	人権・同和政策・男女参画課

【施策4】 政治分野における男女共同参画促進

女性の政治参画に関する情報提供や、政治分野における男女共同参画の重要性に関する講座を実施し、政治分野における女性の参画を推進します。

事業		担当課
①	市報やホームページなどで、政治分野における男女共同参画の状況を周知する。	人権・同和政策・男女参画課
②	講演会や研修会等を開催し、政治分野への関心を促す。 【数値目標】政治分野に関する講座等の開催回数 1回(R1) ⇒1回以上/1年	人権・同和政策・男女参画課

■女性が活躍した方が良いと思う分野



資料：令和元年度 男女共同参画に関する市民意識調査

ともに 進めよう！

市

- 審議会等の政策・方針決定の場への女性の参画を促進します。
- 家庭で協力して家事・育児・介護等ができるように、知識と技術の習得のための講座等を開催します。
- 男女共同参画を広めるリーダーを育成します。

市民

- 家事・育児・介護等の講座に積極的に参加してみましょう。また、そのために家族が協力して参加しやすい環境を作りましょう。
- 男女ともに家事・育児・介護等を担う能力を身に付け、子どもにもお手伝いを習慣づけましょう。
- 育児の楽しさを家族全員で分かちあいましょう。
- まちづくりや地域が抱えている問題や課題に関心を持ち、地域活動に積極的に参加しましょう。

事業者

- 職場において、男女が不平等に扱われていないか見直すとともに、仕事と家事や子育て、地域活動等を両立できるよう配慮しましょう。
- 職場において、男女それぞれの職域拡大や女性管理職の登用を積極的に行いましょう。

自治組織等

- 男女が運営に関する決定に関われるように、自治組織等のあり方を見直しましょう。
- まちづくりや防災などのそれぞれの分野において、男性、女性など多様な人の意見が反映されるような組織づくりをしましょう。
- 身近な地域での男女共同参画を推進する体制づくりを進めましょう。

教育に携わる者

- いろいろな場面における役割を性別で固定しないように心がけましょう。
- 保護者に対して、男女共同参画意識の醸成を促しましょう。

基本方向Ⅳ 男女が共に働きやすい環境づくり

「佐賀市女性の活躍に関する推進計画」

【基本的な考え方】

労働は生活の経済的基盤であり、自己実現の手段でもあります。性別を問わず、経済的な自立のもと、男女平等で生きがいをもって働くことができる就労機会を確保するとともに、働きやすい環境づくりを進めていく必要があります。

これまでも「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正など、制度上の男女平等は進められてきましたが、賃金、職種、雇用形態、管理職等への登用など、現実には働く女性を取り巻く就労環境は、未だ多くの課題を抱えています。また、農林水産業などで、女性が生産や経営の重要な役割を担っている場合でも、男性との間に待遇や報酬等での格差が存在するケースが見受けられます。

このため、男女ともに均等な就労機会と、性別にとらわれない、個人の能力に基づく雇用管理の実現を図るとともに、結婚・出産した女性が働き続けられる環境づくりや、多様な保育・子育てサービスを提供、浸透させる必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により生活様式や経済活動などの社会環境が大きく変化したことへの対応も必要となります。さらに、個人が多様な就労形態を選択できる社会をめざし、事業者と連携を取りながら、労働者の意見やニーズを把握し、反映できるよう雇用形態や労働条件の整備を促進するとともに、ダイバーシティ（多様性）の推進の視点からも、各自の生活様式に合わせた多様な働き方を可能とするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の更なる取り組みが必要です。

加えて、平成27年に成立した「女性活躍推進法」がめざす、女性が十分に能力を発揮し、活躍できるような環境整備に向けて、女性の積極的な登用や能力開発を図るため、事業者への情報提供や働きかけと、女性に対する学習機会の提供等による意識や技能の向上に向けた取り組みも必要です。本市においては、この「基本方向Ⅳ 男女が共に働きやすい環境づくり」について「女性活躍推進法」が定める「市町村推進計画」と位置づけ、女性の活躍を推進していくこととします。

【成果目標】

指 標		基準値	目標値
1	ワーク・ライフ・バランスの認知度	61.0% (令和元年度)	71.0% (令和6年度)
2	「くるみんマーク」の認定を受けた市内事業所数	11社 (令和元年度)	15社 (令和7年度)
3	庁内の女性管理・監督職の登用率	15.1% (令和元年度)	25.0% (令和7年度)

※資料：1 男女共同参画に関する市民意識調査 2 佐賀労働局公表値 3 人事課調べ

重点目標 1 事業所における男女共同参画の推進

【現状と課題】

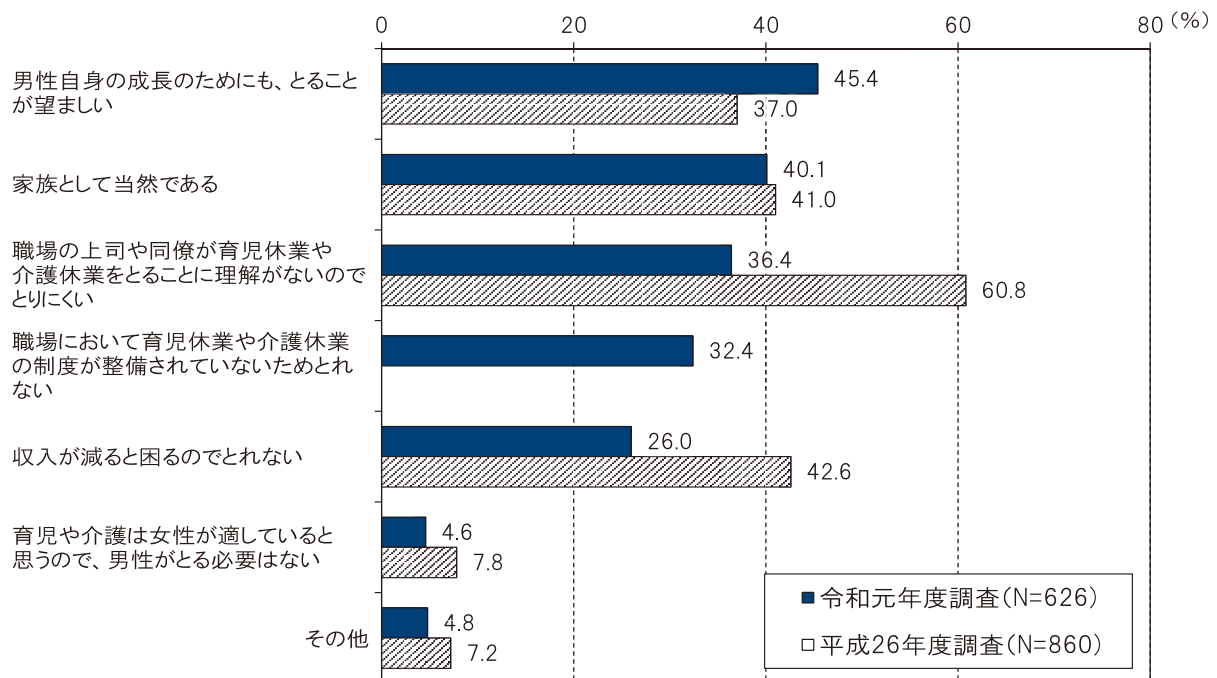
市民意識調査によれば、女性が職業についている割合は64.6%となっており、平成26年度調査に比べ、特に出産・子育てに関わる30歳代、40歳代、50歳代、及び定年退職後の再就職の70歳以上において増加がみられました。

しかし、職場において男女平等と感じている割合は、女性全体では20.5%と低く、男性が優遇されていると思う割合は、女性のどの年代においても6割近くにのびます。また、女性が仕事を継続するうえで課題になることとしては「結婚や妊娠・出産すると、仕事が続けにくい雰囲気がある」「家事・育児・介護への家族の協力が不十分である」がいずれも過半数を占め、従来の慣習に基づく考え方が依然として残っていることがうかがえます。

また、男性が育児休業や介護休業を取得することについては、「上司や同僚の理解がないのでとりにくい」と回答した人が36.4%と、周りの理解は進んできましたが、取得しにくい環境がまだ残っている状況が見受けられます。

このことから、男女の就労に関してこれまでの働き方を見直し、男女ともに子育てや介護等をしながら働きやすい職場づくりを進めることが必要です。

■男性が育児休業や介護休業などをとることについて



資料：令和元年度 男女共同参画に関する市民意識調査

【施策1】 事業者の男女共同参画意識の醸成

男女共同参画の実現には、事業所が担う役割が大きいことから、事業所に対し男女共同参画を推進する意識の啓発に努めます。

事業		担当課
①	事業所を訪問し、子育てや介護等をしながら働きやすい職場づくりについての啓発を行う。 【数値目標】佐賀市男女共同参画推進協賛事業所数 189事業所（R1）⇒266事業所（R7）	人権・同和政策・ 男女参画課
②	佐賀市男女共同参画を推進する条例第6条に規定する事業者の責務について啓発を行う。	商業振興課

【施策2】 事業所との連携

事業所との連携を図り、佐賀市における効果的な男女共同参画の推進の充実に努めます。

事業		担当課
①	パートナーデーや男性の家事・育児参加啓発事業等において佐賀市男女共同参画推進協賛事業所※と連携する。	人権・同和政策・ 男女参画課

※佐賀市男女共同参画推進協賛事業所

佐賀市の男女共同参画の推進に協賛、登録している事業所のこと。

重点目標2 女性の就労環境の改善

【現状と課題】

市民意識調査によれば、女性の活躍に向け再び仕事に就くために必要なこととして、「家族のための休暇がとりやすい職場を増やす」、「雇用の場を増やす」などの意見が高い割合を占めています。

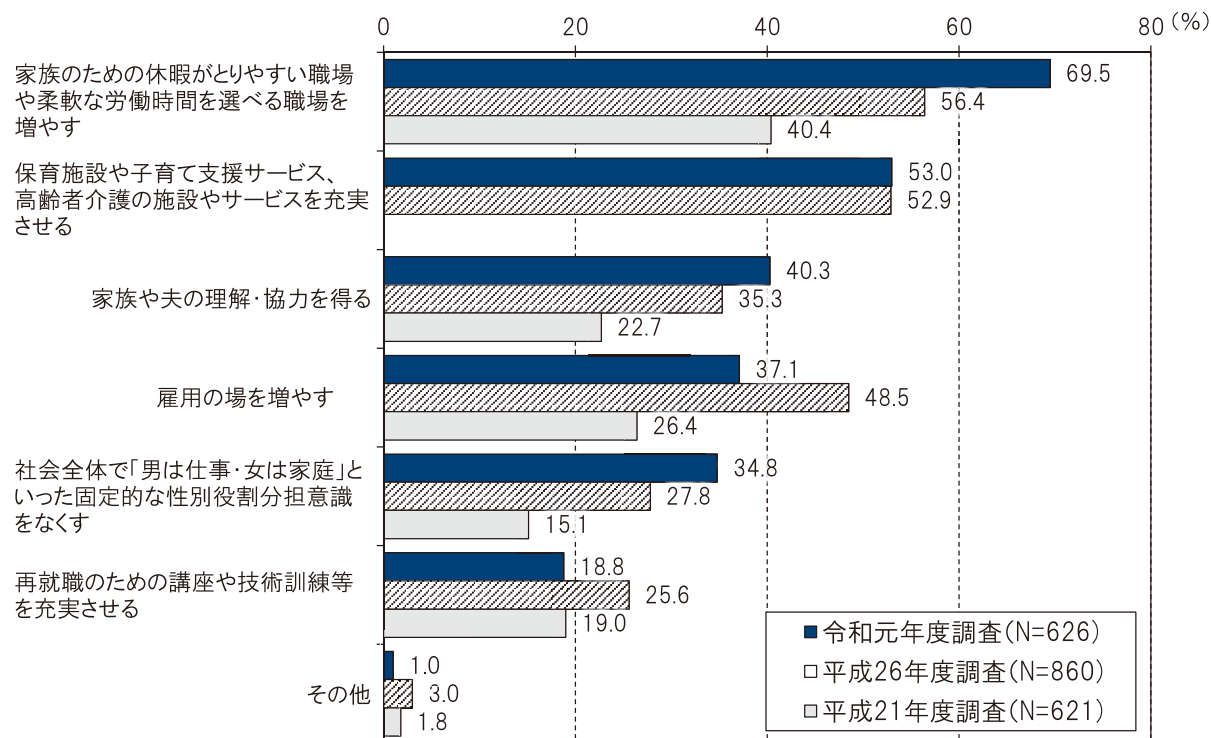
このような動向を受け、本市では女性の活躍推進の取り組みを一過性のものに終わらせず、「女性活躍推進法」に基づき、これまで以上に、男女がともに能力を十分発揮できるよう、男性の意識改革を含め、女性の活躍推進に向けた事業に取り組むこととします。

この法律は、令和元年5月に改正され、一般事業主行動計画の策定義務が拡大し、労働者101人以上の事業主は、自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、行動計画の策定・届出、情報公表が義務付けられています（令和4年4月1日施行）。このことにより経済分野での女性の活躍に関する実態が明らかになり、今後一層取り組みが進んでいくことが期待されます。

女性の活躍推進のためには、女性が働き続けることを可能にするための環境整備や、いったん仕事を辞めた女性が、再び就労するための支援が必要となります。

よって、「女性活躍推進法」の周知を進めるとともに、女性の登用や就労に関する意識啓発や情報提供などを行っていく必要があります。

■女性が再び仕事に就くために必要なこと



資料：令和元年度 男女共同参画に関する市民意識調査

【施策1】 事業所における女性の活躍に向けた意識の醸成

事業所における女性の活躍に向けた意識の醸成のため、「女性活躍推進法」の周知を図ります。また、「女性活躍推進法」に定める事業主行動計画の策定が努力義務となっている中小企業・事業所においても取り組みが促進されるよう、事業主へ女性活躍に関する理解促進などの取り組みについて支援します。

事業		担当課
①	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、事業所に対し一般事業主行動計画※の周知を図る。	人権・同和政策・男女参画課
②	男性の意識改革を含めた女性の能力発揮などに関する講座・啓発を行う。	人権・同和政策・男女参画課

【施策2】 職場における女性の登用促進

職場において、女性はその性別により差別されることなく、能力を発揮することができるよう、女性の職域拡大や管理職への登用の促進、さらには適正な能力の評価と待遇を受けることができる職場環境づくりについて、市民及び事業主への理解促進に努めます。

事業		担当課
①	女性が職場における意思決定の場へ参画することの重要性について啓発を行う。 【数値目標】女性の活躍推進佐賀県会議へ会員登録した市内事業所数 140事業所（R1） ⇒190事業所（R7）	人権・同和政策・男女参画課
②	事業主に対し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）をはじめ、男女共同参画の取り組みの必要性について周知・啓発を行う。	商業振興課

※一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第8条に基づく、一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みに関する計画。

【施策3】 女性の就労に関する情報収集の場の提供

女性が仕事でその能力を発揮し、継続して就労するため、また、子育てや介護等で一旦職を離れた女性が再度就労を希望する場合にも、その希望に沿うことができるよう、就労に関する情報提供や、相談窓口に結びつけるなどの支援を行います。

	事業	担当課
①	ハローワーク等の関連機関と連携して、就労を希望する女性等に対し必要な情報提供や相談窓口の広報を行う。	商業振興課
②	起業をめざす人達等に対し、起業に関する情報や学習機会の提供などの支援を行う。	工業振興課
③	ひとり親家庭等の就労に関する悩みに専門の相談員が対応する。また、ハローワークやマザーズコーナー、えびすワーク等と連携して就労支援を行う。	こども家庭課

重点目標3 雇用における男女均等な機会と待遇の確保の促進

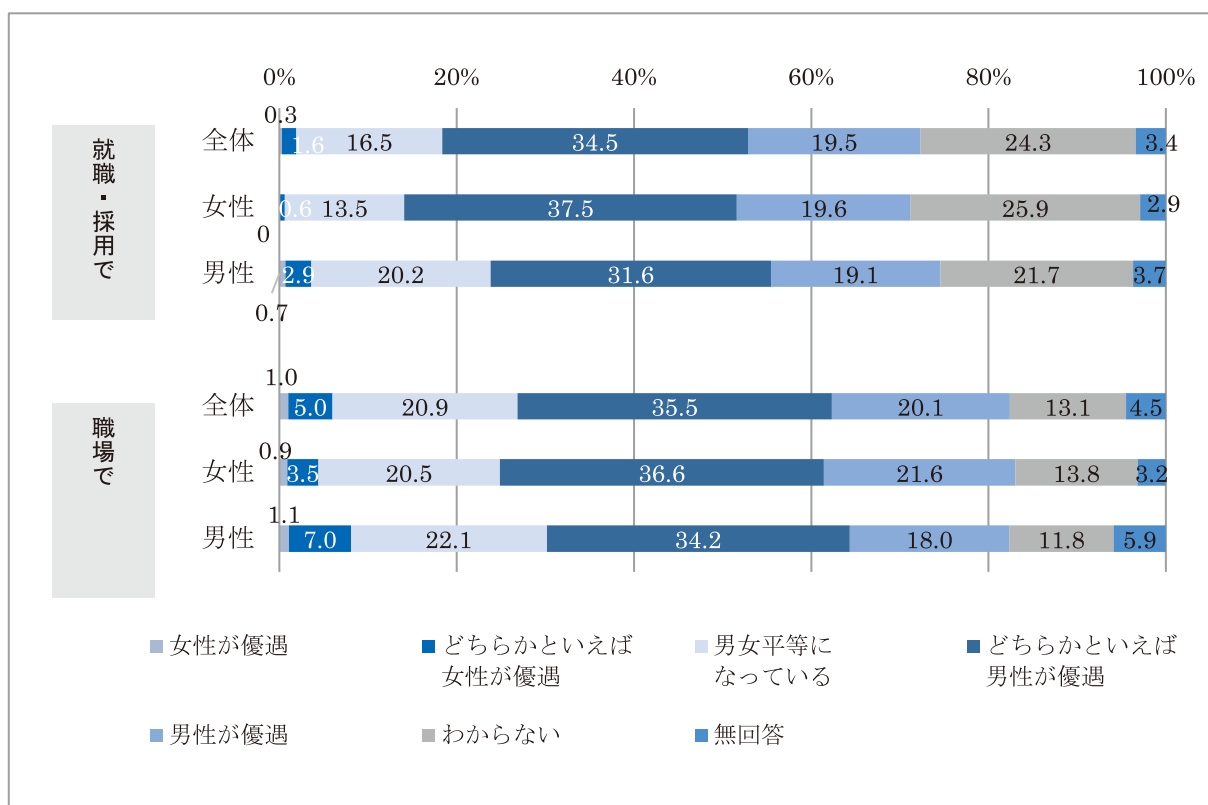
【現状と課題】

市民意識調査の結果からは、女性が継続して就労することの課題として最も多いのは、「結婚や妊娠・出産すると、仕事が続けにくい」であり、「家事・育児・介護への家族の協力が不十分である」と共に過半数の回答を得ています。こうした状況を反映して、就職・採用、職場において、「男性が優遇されている」と回答した人の割合は、「男女平等になっている」と回答した人の割合を大きく上回っており、事業所等に対する啓発が必要です。

また、介護を理由とした退職、いわゆる「介護離職」の増加も大きな問題となっています。家族に子育て・介護が必要な状況になった場合には、家族全員が協力し、地域の支援や社会福祉サービスを利用しながら、継続して就労できる環境整備が必要になります。

ひとり親家庭においては、2019年（令和元年）国民生活基礎調査によると、日本全体の子どもの貧困率13.5%に対して、ひとり親家庭の子どもの貧困率は、48.1%と高い割合を占めており、非常に厳しい状況となっています。女性は、出産や育児等による就労の中断、非正規雇用を背景に、貧困など生活上の困難に陥りやすい状況です。そのため、様々な状況に応じた働き方に関する知識・情報の提供から、子育て・介護と両立した多様な働き方の選択、ひとり親が経済的に自立していくための支援、福祉サービスの整備等の必要性は高まっています。

■就職・採用、職場での男女平等観



資料：令和元年度 男女共同参画に関する市民意識調査

【施策1】 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保

雇用等の場において、労働者にとって働きやすい職場環境を整備するため、「男女雇用機会均等法」など労働関係法令の周知・啓発に努めます。

事業		担当課
①	事業主や労働者に対して、男女雇用機会均等、職業訓練に関する内容の広報を行う。	商業振興課
②	健康づくりや生きがいづくりを目的に、高齢者の就労を支援する。	高齢福祉課
③	各種ハラスメント防止に関する情報の普及に努める。	商業振興課
④	企業研修において、各種ハラスメント防止に対する啓発を行う。	人権・同和政策・ 男女参画課

【施策2】 子育て支援体制の充実

男女が共に働き続けることができるよう、子育て支援に関するサービスの充実を図ります。

事業		担当課
①	在住外国人対象の子育て支援事業を開催し、保育者間の交流・情報交換の場にする。 【数値目標】 在住外国人対象の子育て支援事業開催数 4回 (R1) ⇒ 4回/1年	国際課
②	3～6カ月頃の子どもとその保護者を対象に、栄養士による離乳食の指導と保健師による絵本の紹介を行う。	健康づくり課
③	保育士による地域の子育てサークルへの人的支援を行う。	保育幼稚園課
④	私立認可保育所での支援センター事業への助成を行い、就園未満児とその保護者が交流する場を設ける。	保育幼稚園課
⑤	保護者の多様な就労形態に応じた、延長保育等を実施する。	保育幼稚園課
⑥	一時預かり保育の広報・周知を図る。	保育幼稚園課
⑦	小児科医院に併設した施設での病児・病後児保育事業を実施する。	子育て総務課
⑧	保護者が就労等により不在となる平日及び土曜日の時間に放課後児童クラブを実施し、児童の健全な育成を図る。 【数値目標】 放課後児童クラブの待機児童数 142人 (R1) ⇒ 0人 (R7)	子育て総務課
⑨	子どものための教育・保育給付事業を実施する。 【数値目標】 保育所の待機児童数 126人 (R1) ⇒ 0人 (R7)	保育幼稚園課
⑩	「ゆめ・ぼけっと」において、保育士、保健師による相談指導を行う。	保育幼稚園課
⑪	家庭児童相談室を設置し、子どもの養育や心身の発達に関する相談対応を行う。	こども家庭課
⑫	障がいがある子どもを早期に発見し、合理的配慮※をはじめとしたさまざまな相談に対応できる体制づくりに努める。	子育て総務課

※合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、必要に応じて過度の負担にならない範囲で行われる配慮のこと。

【施策3】 ひとり親に対する就労支援の促進

ひとり親が個性と能力を発揮し、安心して働くことができ、経済的に自立していけるような支援の充実を図ります。

事業		担当課
①	母子・父子自立支援員による就労支援を行う。	こども家庭課
②	ひとり親の自立に向けての能力開発のための経済的支援を行う。	こども家庭課
③	ひとり親家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、ひとり親の就労支援を行う。	こども家庭課

【施策4】 介護予防及び介護支援体制の充実

男女が共に働き続けることができるよう、介護予防を推進し、介護を必要とする家庭への支援の充実を図ります。

事業		担当課
①	介護予防教室を実施し高齢者が要介護・要支援者状態になることや要介護状態の悪化を防止する。 【数値目標】 介護予防教室における男性受講者の割合 10.5% (R1) ⇒ 13.0% (R7)	高齢福祉課
②	介護保険の保険者である佐賀中部広域連合と連携を図りながら、地域包括支援センター（おたっしゃ本舗）を中心に、適切な介護サービスの利用や相談対応などを通し、介護家族に対するサポートを行う。	高齢福祉課
③	仕事と介護の両立のための制度利用促進に関する取り組みや在宅高齢者向けサービスについて、市報やホームページ等を通じて周知を行う。	高齢福祉課

重点目標4 ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びを見出すことのできる重要なものですが、同時に、家事・育児・介護、近隣との付き合いなども暮らしに欠かすことができないものであり、その調和を図ることは重要なことです。

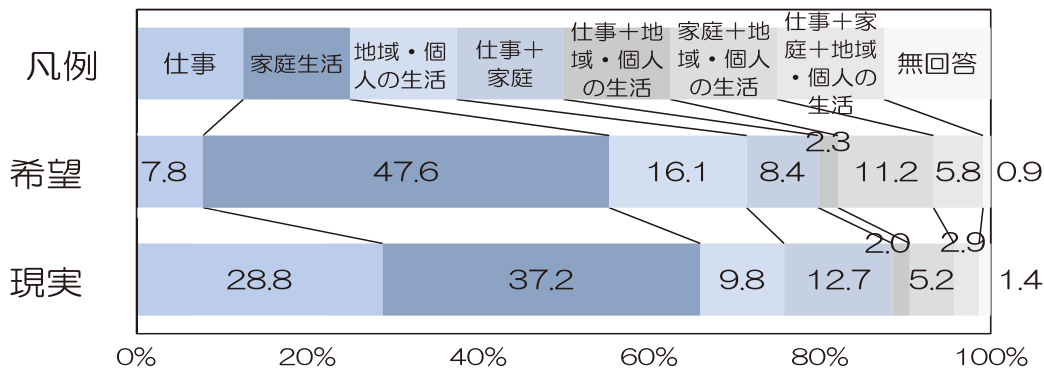
しかしながら、市民意識調査によれば、希望では「家庭生活」を優先と回答した人が多いものの、現実には女性で「家庭生活」、男性では「仕事」を優先する人が最も多くなっており、希望と現実の間に差が生じている実態も依然として見受けられます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により生活様式や社会環境が大きく変化し、企業における働き方や雇用の多様化が進められています。

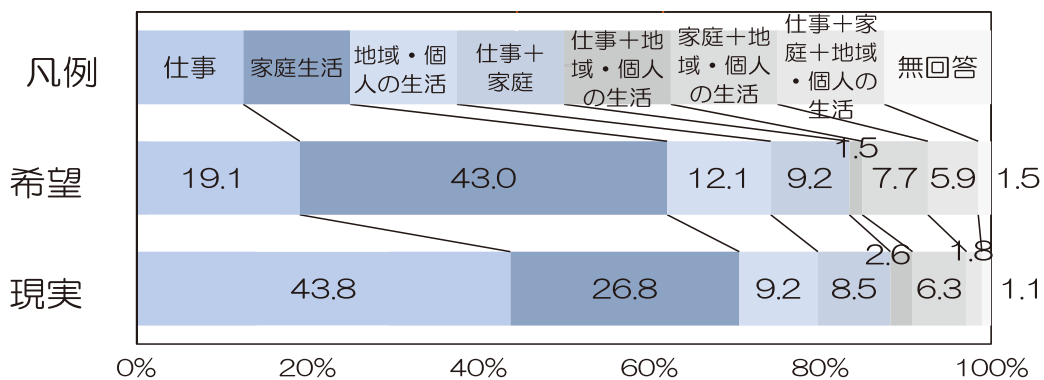
こうした問題を解決するために、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが不可欠であり、事業所に対し、情報提供、事業主や人事担当者との研修等を通じた連携の強化による更なるワーク・ライフ・バランスの推進と、市民に対する必要な情報提供を行っていきます。

■仕事と家庭、地域・個人の生活のバランスについて（希望と現実）

女性



男性



資料：令和元年度 男女共同参画に関する市民意識調査

【施策1】 ワーク・ライフ・バランスの普及、啓発

各自の生活様式に合わせた多様な働き方を可能とするワーク・ライフ・バランスの実現に向けた広報に努めます。

事業		担当課
①	事業主や労働者に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する広報を行う。	商業振興課

【施策2】 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境整備

ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、仕事と子育て・介護等の両立支援のための環境の整備に努めます。

事業		担当課
①	事業主や人事担当者に対し、研修会等を実施し、ワーク・ライフ・バランスの更なる推進を図る。 【数値目標】ワーク・ライフ・バランスに関する研修会等の開催回数 1回以上/1年	人権・同和政策・男女参画課
②	多様な働き方のニーズに対応し、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、市内企業・事業所におけるテレワークの普及に努める。	工業振興課
③	市内の企業・事業所に向けて「まなざし休暇」の取得を働きかけ、子育てしやすい職場の環境づくりを促進する。	社会教育課

重点目標5 農林水産業等における男女共同参画の促進

【現状と課題】

農林水産業において、新規就農者の確保、育成のほか、女性農業者や一般企業、外国人、農福連携など農業人材の多様化を図ります。特に女性は生産や経営の重要な役割を担っており、近年の6次産業化に向けた取り組みについては、女性が中心となって進められているケースも少なくありません。また農業分野では、生産・販売に関する研修会等への女性の参加者も徐々に増加しています。経営形態も、夫婦だけでなく、家族経営においても子や子の妻などの女性も加わり、女性の参画が進んでいる傾向が見受けられます。

これまで、家族経営協定の締結などからこの問題についての解決が図られてきましたが、今後も、男女が対等な立場で就労し、互いにその能力を発揮していくため、対等な就労条件の整備、また従来 of 慣習にとらわれない女性の方針決定の場への参画を積極的に推進していく必要があります。

【施策1】 事業や経営方針決定過程への女性の参画促進

女性の働く意欲と能力を高めるとともに、事業や経営方針の決定の場への参画を促進します。

事業		担当課
①	農業従事者を対象に、生産・販売に関する研修会や先進地視察、消費者交流事業を行う。 【数値目標】生産・販売に関する研修会等への女性参加者数のべ1,000人(H27~R1) ⇒ のべ1,150人(R3~R7)	農業振興課
②	女性が農業経営を主体的に行い農業経営の意思決定の場に参画できるよう促進する。 【数値目標】女性が含まれる認定農業者数※1 44経営体(R1) ⇒54経営体(R7)	農業振興課

【施策2】 働きやすい労働条件及び労働環境づくり

女性の労働に対する理解を深め、適正に評価されるよう意識啓発に努めるとともに、労働環境づくりを支援します。

事業		担当課
①	女性農業従事者が将来にわたり経済的に安定するために、農業者年金の加入を促進する。 【数値目標】農業者年金の女性加入者数 58人(R1) ⇒72人(R7)	農業委員会
②	漁業協同組合の協力のもと協業化※2を推進することにより、女性の労働条件を緩和し、より多くの社会参加ができるような環境を整える。	水産振興課

※1 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者のこと。

※2 協業化

多くの人手または経営が協力して同時にかつ計画的に同じ生産または関連する生産に従事すること。

重点目標6 庁内における男女共同参画推進体制の整備

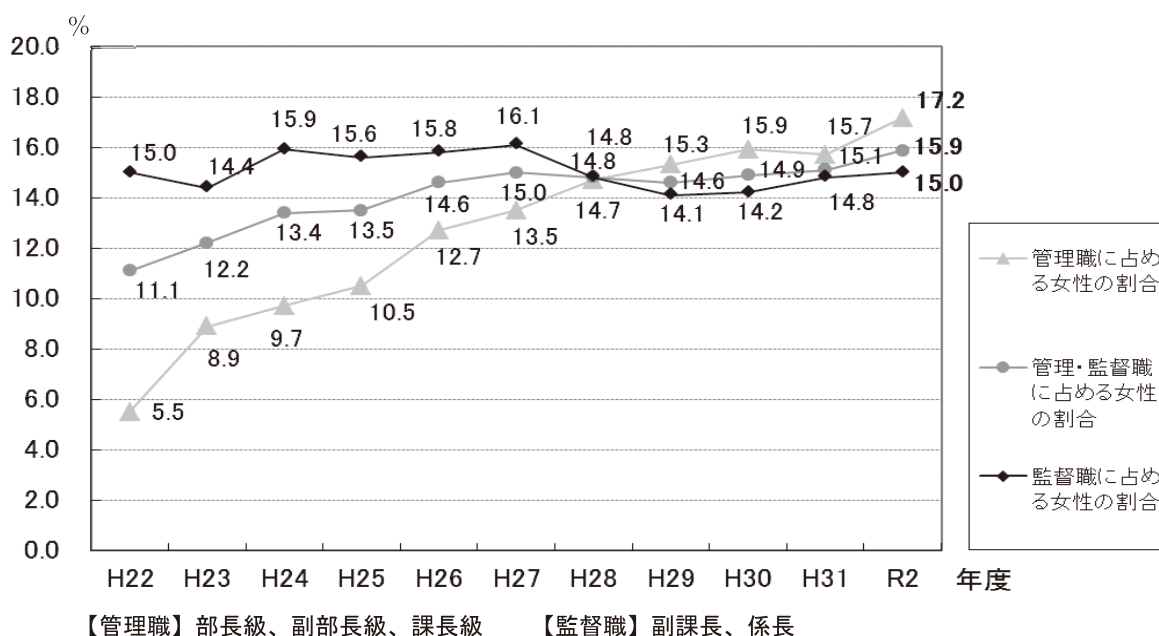
【現状と課題】

佐賀市の管理職における女性の割合は、平成22年度以降増加傾向にあります。

また、監督職は平成28年度から平成29年度にかけて一旦減少しましたが、その後はゆるやかな増加傾向にあります。方針決定過程への女性の参画を市民や事業所に対して促すためにも、引き続き庁内で率先して女性職員の登用に積極的に取り組んでいく必要があります。

また、男性職員の育児休業取得率は令和元年度には13.3%となっています。育児休業取得は、国においても積極的に推進が図られており、社会情勢からも引き続き推進していく必要があります。

■管理・監督職における女性の割合の推移



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
管理職における女性の割合 (佐賀県)	4.8	5.3	4.4	5.3	6.7	7.2	7.3	7.2	8.1	9.5
課室長相当職以上に占める女性の割合 (国)	2.4	2.5	2.6	2.7	3.1	3.5	4.1	4.4	4.9	5.3

資料：(佐賀市) 人事課調べ (各年4月1日現在)

(佐賀県) 県人事課、教育庁、警察本部調べ (各年4月1日現在)

(国) 内閣府 (H22～H26は1月現在、H27～R1は7月現在)

【施策1】 男女共同参画についての職員の意識向上

市職員が率先して、人権尊重と男女平等意識の向上、男女共同参画の認識を持ち、男女共同参画の視点に立った行政サービスや職場づくりに努めます。

事業		担当課
①	各種ハラスメント防止に関する研修を実施し、ハラスメントのない職場環境づくりを行う。	人事課
②	男女共同参画情報紙「男女共同参画の窓から」を配信し、男女共同参画の意識付けを行う。 【数値目標】「男女共同参画の窓から」発行数 12回(R1) ⇒ 12回/1年	人権・同和政策・ 男女参画課
③	「子どもへのまなざし運動※」の取り組みとして、毎週火曜日に職員向けに「まなざしメール」を送信し、翌水曜日のノー残業デーの定時退庁を推進する。	社会教育課
④	毎月1日に「親子ふれあいデー」の周知を行い、定時退庁を促し、家族との団らんを推進する。	人事課

※子どもへのまなざし運動

佐賀市が実施する市民総参加の子どもを育む市民運動のこと。

【施策2】 庁内における男女共同参画の推進

市職員が、仕事と子育て・介護等の両立を図るために必要な環境整備を進め、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進します。

事業		担当課
①	子どもと過ごす時間を拡大するために、男性の育児休暇取得の促進に取り組む。 【数値目標】 出産補助※1 ・男性育児参加休暇※2 取得率 93.3% (R1) ⇒ 100% (R7)	人事課
②	男性の育児への参画支援として、男性の育児休業※3 の取得促進に取り組む。 【数値目標】 男性育児休業取得率※4 13.3% (R1) ⇒ 20.0% (R7)	人事課
③	職員のワーク・ライフ・バランスの推進のために、水曜日及び金曜日のノー残業デーにおける定時退庁や年次有給休暇の取得を促進する。 【数値目標】 職員一人あたりの年次休暇の取得日数割合 68.4% (R1) ⇒ 80.0% (R7)	人事課
④	全職員が十分な能力を発揮することができるよう、フレックスタイム制やテレワーク等の柔軟な働き方を推進する。	人事課

※1 出産補助休暇

配偶者の出産に際し、配偶者の入院の日から日晴れまでの間で2日の範囲で取得できる休暇のこと。

※2 男性育児参加休暇

配偶者の出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合14週間目）に当たる日から出産後8週間目に当たる日までの期間に、小学校就学始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲で取得できる休暇のこと。

※3 育児休業

3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日（3歳の誕生日の前日）までの間において取得できる休業のこと。

※4 男性育児休業取得率

調査時点までに育児休業を開始した者／調査前年度1年間に配偶者が出産した者の数。

【施策3】 庁内における女性活躍の推進

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の周知を通し、庁内における女性の活躍を推進していきます。

事業		担当課
①	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく、特定事業主行動計画※を公表し、計画の内容を推進する。	人事課
②	女性職員自身の意識・意欲向上を図るため、組織における女性の活躍を支援する研修等を実施する。	人事課
③	管理・監督職に対し、女性職員育成の視点の意識形成を図る。	人権・同和政策・男女参画課

※特定事業主行動計画

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第19条に基づく、特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みに関する計画。

基本方向Ⅳ 男女が共に働きやすい環境づくり

ともに 進めよう！

市

- 男女の均等な雇用機会と待遇、雇用者のワーク・ライフ・バランスの確立について事業主への理解を促します。
- 多様なニーズに対応した子育て・介護支援の周知を図り、安心して働くことのできる体制づくりに努めます。
- 庁内での男女共同参画推進体制の整備に努めます。

市民

- 男性も女性も多様性を認めながら働くという意識を持ちましょう。
- 仕事と生活を見つめ直し、ライフスタイルに応じた働き方を考えてみましょう。
- 利用できる育児サービスや介護保険制度、その他労働に関する法制について学習しましょう。

事業者

- 男女の均等な雇用機会と待遇に努め、女性の能力が発揮できる機会を提供しましょう。
- 一人ひとりの能力が充分発揮できる職場の環境づくりに努めましょう。
- 男女それぞれの職域拡大や女性管理職の登用を積極的に行いましょう。
- 男女とも安心して育児・介護休業制度が利用できる職場環境づくりに努めましょう。

自治組織等

- 未来を担う子どもたちを地域全体で育てていくという意識を持ち、安全なまちづくりに努めましょう。

教育に携わる者

- 子どもたちに働くことの楽しさを伝えましょう。
- 多様な就労形態の保護者に配慮した体制づくりに努めましょう。

基本方向Ⅴ ドメスティック・バイオレンス（DV） のない社会づくり

「佐賀市配偶者等からの暴力（DV）の防止及び被害者の支援に関する基本計画」

【基本的な考え方】

暴力は重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。

DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者やパートナー、恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力）の多くは家庭内において発生するため、外部からの発見が困難で潜在化しやすく、しかも加害者には罪の意識が薄いという傾向があり、暴力がエスカレートし被害が深刻化しやすいという特性があります。

また、DVの被害者の多くは女性であり、その背景として、性別による固定的な役割分担意識や、男女間の社会的地位、経済力の格差等の社会状況があり、配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の大きな妨げとなっています。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、DVを防止し、被害者を保護するための社会全体による取り組みが必要です。

国においては、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定され、平成16年、平成19年、平成25年と三度の改正がなされました。これらの法改正の中で、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立支援を含め、その適切な保護を図ることは、国及び地方公共団体の責務であるとされています。特に平成19年の法改正においては、市町村の役割が明確にされ、基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされるなど、市町村の役割も大きくなっています。平成25年の改正（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」）では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。また、令和元年6月には、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされる配偶者からの暴力の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を法文上明確化するとともに、その保護の対象である被害者にその同伴する家族も含めることとする法改正が行われました。

本市でも、これまで相談しやすい環境の整備、関係機関との連携、支援マニュアルの整備等に取り組んできましたが、DVに関する相談対応件数は300～500件程度を推移しており、その深刻化が懸念されている現状や、複合的な問題を抱える被害者の一日も早い救済を考えると、これまで以上にきめ細かな対応が必要です。

今回の「第4次佐賀市男女共同参画計画」においては、このような趣旨のもと、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みとともに、配偶者等からの暴力の防止及び被害者への支援を、関係機関と連携を図りながら総合的に推進していきます。

【成果目標】

指 標		基準値	目標値
1	DV被害を受けた際に「我慢した」人の割合	18.8% (令和元年度)	13.8% (令和6年度)

※資料：1 男女共同参画に関する市民意識調査

重点目標1 DV根絶に向けた啓発と教育の充実

【現状と課題】

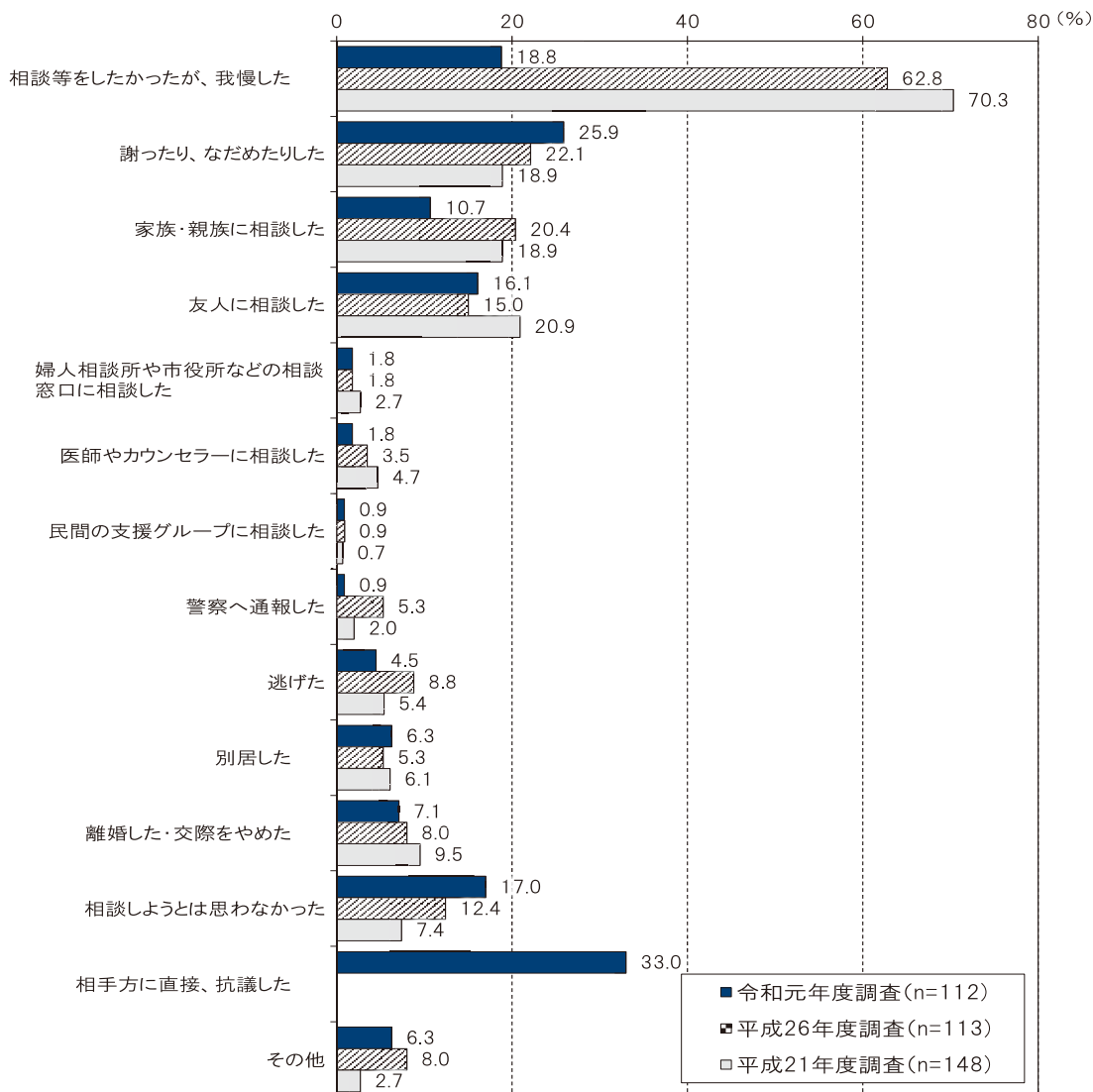
DV防止のためには、一人ひとりの人権を尊重し合い、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していく必要があります。また、DVが配偶者だけでなく、恋愛中の若者の間でも発生している現状があることから、若年層に対して、配偶者や交際相手からの暴力について考える機会を提供する取り組みも重要です。

そのため、DVについての理解を深め、DVは許さないという意識が広く市民に共有されるように、様々な広報媒体を活用して啓発に取り組んでいく必要があります。

内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」（平成30年3月）によると、女性の約3人に1人、男性の約5人に1人が配偶者から被害を受けたことがあり、女性の約7人に1人は何度も受けていると回答しています。一方で、女性の4割、男性の7割は配偶者からの暴力被害をどこにも相談していないと回答しています。また、交際相手からの暴力の被害経験では、女性の約5人に1人、男性の約9人に1人があったと回答しており、配偶者からの暴力と同様に相談した人が少ないという現状です。このような状況から、相談につながっているのは氷山の一角であると思われるため、さらなる広報・啓発及び相談窓口の周知を行い、男女が対等な関係を認識することにより、配偶者等への暴力防止につなげていく必要があります。

このほか、外国籍被害者や障がいのある被害者は、情報収集や相談等において様々な困難を抱えていることから、相談窓口、支援内容等の情報提供についても配慮する必要があります。

■ DVを受けた時どうしたか



資料：令和元年度 男女共同参画に関する市民意識調査

【施策1】 市民へのDV防止に関する啓発の推進

DVの防止から根絶に向け、あらゆる媒体を通じ、広く市民に対する啓発を推進していきます。

事業	
①	広報誌、ホームページ、チラシ、リーフレット等を活用し、DVの防止及びDVの早期相談につながるための周知・啓発を推進する。
②	市民がDVに対する理解を深め、社会全体でDVの根絶に取り組む意識を育むため、人権教育や男女共同参画講座、研修会、講演会等を実施する。

【施策2】 学校におけるDV未然防止教育等の推進

子どもたちが将来、DVの被害者にも加害者にもならないようにするため、学校及び教職員を通じた暴力未然防止教育を進めていきます。

事業	
①	民間団体等と連携し、小学校において、子ども、教職員、保護者を対象とした暴力から身を守るための教育を実施する。
②	中学校の教職員に対して、10代の望まない妊娠や暴力被害を防止するために男女交際における暴力予防教育等を実施し、自分と相手の体と心を生涯にわたって大切にすることを推進する。
③	若年者を対象にした「デートDV※」未然防止教育を推進する。

【施策3】 外国籍被害者・障がいのある被害者に配慮した情報提供

すべての人に対するDV被害防止の観点から、情報収集や相談等に対して困難を抱えていることが考えられる、外国籍や、障がいのある人に対して、その実情に配慮した情報提供を行っていきます。

事業	
①	外国籍被害者に対する多言語によるリーフレットの配布等、県や民間団体と連携し、DV防止等に関する情報提供に努める。
②	障がいのある被害者に対する、手話通訳の確保や点訳等、県や民間団体と連携し、障がいに配慮したDV防止等に関する情報提供に努める。

※デートDV

ここでは、交際関係にある者同士の間でおこる暴力のことを意味する。

重点目標2 安心して相談できる窓口及び被害者支援体制の充実

【現状と課題】

DVの多くは外部からの発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく被害も深刻化するおそれがあります。そのため、被害者を早期に発見し、必要な情報提供等がなされることで、被害の深刻化を防ぐ上でも重要です。

被害者の早期発見のためには、広く市民に対しDVに関する啓発と相談窓口の周知を行うとともに、配偶者等による暴力を発見しやすい立場にある医療や保健、福祉、教育機関等において、「DV防止法」に基づく通報に対する理解と協力を得ることが必要です。

また、相談は、配偶者等からの暴力に関する特性を理解し、被害者の安全を確保しながら、被害者の置かれた状況や心身の状態に配慮して行わなければなりません。このため、相談員は研修等により、被害者に対し適切な情報を提供し、的確な助言を行える十分な知識や技術を習得し、相談技術の向上を図る必要があります。

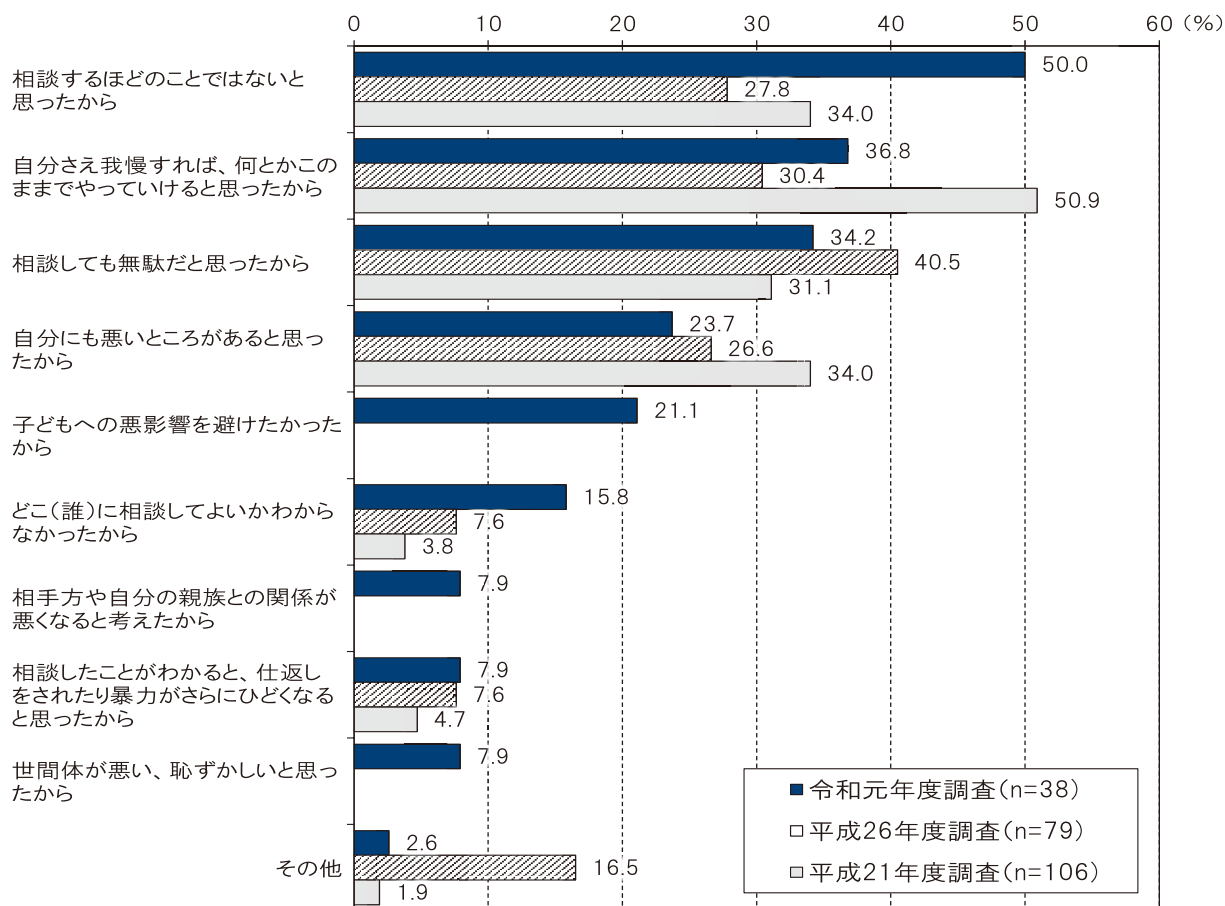
なお、令和元年度実施の男女共同参画に関する市民意識調査によると、被害を受けた時、我慢したり誰にも相談しなかったりした人のうち、「どこ（誰）に相談してよいかわからなかった」と回答したものがあり、引き続きDV相談窓口の周知を図る必要があります。市は被害者にとって身近な相談窓口として、現在、家庭児童相談室に相談員を配置し、電話や面談さらにはメールによる相談支援に対応しています。

このほか、被害者の支援を行う上で、被害者やその同伴者の安全を確保することは、非常に重要です。そのために、一時保護が安全かつ確実に実施できるような支援を行うとともに、個人情報への厳重な管理が必要です。

さらに被害者の自立に向けては、住居の確保や経済面での支援、精神面での支援、司法の面での支援、同伴者への支援など、被害者の立場に立って切れ目なく多角的に行う必要があります。そのため被害者を物心両面から支え、切れ目のない支援ができるよう、県の配偶者暴力相談支援センターや警察、専門家、民間支援団体等の協力を得ながら、庁内関係部署が連携して対応しなければなりません。

また、被害者支援等において苦情があった場合には、適切な対応に努め、必要に応じて支援の仕方の見直し等を行うことが大切です。

■DVを受けた時、我慢した、相談しようとは思わなかった理由



資料：令和元年度 男女共同参画に関する市民意識調査

【施策1】 市民に対する相談窓口の周知

被害者にとって身近な相談窓口である市が、DVに関するあらゆる相談に対応、または専門機関へのつなぎを行っていくため、市民に対し相談窓口の周知を進めていきます。

事業	
①	DV相談窓口を記載したカード等を庁舎内や、市内公共施設に設置する。
②	市報やホームページ等で相談窓口の広報を行う。
③	配偶者からの暴力被害者を発見する機会が多い医療・介護関係者や民生委員・児童委員などの福祉関係者に対して啓発を行い、被害者に対する相談窓口等の情報提供及び「DV防止法」に基づく通報について理解と協力を求める。
④	幼稚園、保育所(園)、子育て支援センター等へ広報・啓発して、DVへの理解を深めてもらい協力することで、被害者の早期発見に努める。
⑤	男性の相談窓口については、佐賀県DV総合対策センター実施の男性総合相談「男性のための電話相談」の広報を行う。

【施策2】 相談体制の充実

DVの被害にあった市民に対し、早期の相談から二次被害※1や被害の拡大を防止するため、相談体制の整備を進めます。またその際には、相談者のプライバシーや安全の確保に配慮した相談の方法や、窓口の設置を行います。

事業	
①	職員がDVに対する理解を深め、共通認識を持って被害者に対応するとともに、被害者に対する二次被害を防止するために、庁内職員に研修を行う。
②	被害者の安全確保と精神的負担を軽減するため、被害者が安心して相談できる環境を整備する。
③	家庭児童相談室に相談員を配置し、面談や電話、メールによる相談に対応する。
④	被害者に対する適切な助言を行うため、専門的な研修を受講するなど相談員の資質の向上に努める。
⑤	相談員の精神的負担のケアや、安全対策に配慮するなど相談員への支援を図る。
⑥	被害者への二次被害防止と負担の軽減を図るため、DV被害者支援マニュアルに基づき手続きのワンストップサービス※2を実施する。
⑦	随時最新情報を盛り込むなど、DV被害者支援マニュアルの改訂を行い内容の充実を図る。
⑧	被害者の負担を軽減するため庁内共通相談シート等の活用を推進する。
⑨	高齢の被害者への対応について、専門的な助言や協力を求めるため、弁護士会と社会福祉士会の専門職からなる高齢者虐待対応専門チームを活用し相談対応を行う。
⑩	障がいのある被害者への対応について、専門的な助言や協力を求めるため、弁護士会と社会福祉士会の専門職からなる障がい者虐待対応専門チームを活用し相談対応を行う。
⑪	外国人の被害者からの相談等については、関係機関と連携を図り、通訳を手配して対応できるよう努める。

※1 二次被害

相談機関での被害者に対する不適切な対応によって被害者が傷つくこと。

※2 ワンストップサービス

一度の手続きで必要とする関連作業をすべて完了させられるよう設計されたサービスのこと。

【施策3】 被害者の安全確保のための支援

DVの被害者に対し、連絡・相談後の安全確保を行うため、市と各種専門関係機関との連携を密にし、ケースごとに適切な対応を進めていきます。

事業	
①	被害者の緊急時や、一時保護、施設入所が決定した場合には、DV被害者支援マニュアルに従い、被害者の安全確保に配慮した支援を行う。
②	高齢者のDV被害に関する通報があった時は、おたっしゅ本舗（地域包括支援センター）をはじめ関係機関と連携して、被害者の安全を確保する。
③	おおむね65歳以上の高齢者については、生命の危険がある等緊急に保護が必要な場合には、法に基づいて一時的に老人福祉施設等に措置する。
④	障がい者のDV被害に関する通報があった時は、佐賀地区障がい者権利支援センター※をはじめ関係機関と連携して、被害者の安全を確保する。
⑤	おおむね18歳以上、65歳未満の障がい者については、生命の危機がある等緊急に保護が必要な場合には、法に基づいて一時的に福祉施設等に措置する。

【施策4】 被害者の自立のための支援

DV被害者の自立支援として、就労、居住及び子どもの就学に関する支援を行います。被害者の状況に応じた自立支援や助言を行うための見守りや、必要な情報提供など、切れ目のない支援を行っていきます。

事業	
<住まいへの支援>	
①	被害者に対し、市営住宅入居申請時に応募資格の緩和措置を行う。

※佐賀地区障がい者権利支援センター

障がい者の虐待に関する通報、相談に対応する受付窓口のこと。

事 業	
＜就労への支援＞	
①	母子・父子自立支援員による各種支援の情報提供、その他就労に関する相談に応じる。
②	母子・父子自立支援プログラムによる職業訓練や就労等、被害者の自立に向けての支援を行う。
＜子どもへの支援＞	
①	妊産婦の被害者や乳幼児を抱えている被害者に対して、健診や予防接種、育児相談等が適切に受けられるよう配慮する。
②	幼稚園、学校の転校や就学援助、保育所や放課後児童クラブの利用等、被害者やその子どもが円滑に就学や保育ができるよう配慮する。
＜心の回復に向けた支援＞	
①	必要に応じ、被害者やその子どもに対する見守りを行うとともに、状況に応じた対応ができるよう医療機関や教育機関、民間団体等との連携に努める。
＜切れ目のない支援＞	
①	被害者の状況に応じた自立支援や助言を行うため、常に最新の情報を収集し、適切な情報提供を行う。
②	福祉制度など様々な制度を活用し、被害者の自立に向けた切れ目のない支援ができるよう、関係機関との連携に努める。

【施策5】 個人情報の保護

DV被害者の被害拡大やプライバシーの保護の観点から、個人情報の保護・取り扱いに対し、規定を遵守して適切に管理を行います。

事業	
①	佐賀県DV総合対策センター、警察等と連携し、被害者の住民基本台帳の閲覧、写しの交付制限の徹底等、制度の適切な運用及びDV被害者支援マニュアルの遵守により個人情報を適切に管理する。

【施策6】 苦情処理の対応

各種支援方策に対しDV被害者から苦情の申し出があった場合、迅速かつ適切な対応を行っていきます。

事業	
①	相談・保護・支援等について、被害者等から苦情の申し出があった場合には、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な場合は支援・連携の仕方を見直す。

重点目標3 切れ目のない支援に向けた関係機関等との連携強化

【現状と課題】

DV防止の周知、被害者の発見、被害者の自立支援など、あらゆる場面で関係機関や民間団体等と連携してDV対策の施策に取り組むことが有効かつ重要です。そのため、より広範な機関や団体との連携を構築するとともに、これまでの連携体制を強化する必要があります。

DV被害者の支援にあたっては、関係する部署が多岐にわたるため、庁内関係部署による検討会議やケース会議を開催し、被害者支援に向けた認識の共有と連携を図っています。しかし、DV被害者の早期発見や相談、一時保護、自立支援については幅広い分野にわたるため、一つの機関だけで対応することは困難です。庁内においては、家庭児童相談室を中心に相談支援にあたっていますが、被害者の一時保護や安全の確保は、警察や県の婦人相談所、児童相談所等との連携が重要です。また、被害者の心身の回復や長期にわたる自立支援については、専門家や民間の支援団体などとも連携・協働することが必要になります。

また、DV根絶のためには、DV被害者への支援だけでなくDV加害者への対応が求められます。加害者が再び暴力をふるうことがないように、行動を変革するための働きかけは大切なことですが、国においても調査研究の段階であるため、加害者更生については、今後の動向を注視していく必要があります。

【施策1】 庁内関係部署との連携強化

DV被害者支援に対し、遺漏なく迅速・適切に対応していくため、庁内関係部署間の連携強化を図ります。

事業	
①	庁内検討会議やケース会議を開催し、庁内のDV被害者支援の関係部署との連携体制の強化を図る。
②	DV被害者支援マニュアルや庁内共通相談シート等を活用することにより情報の共有化を図る。

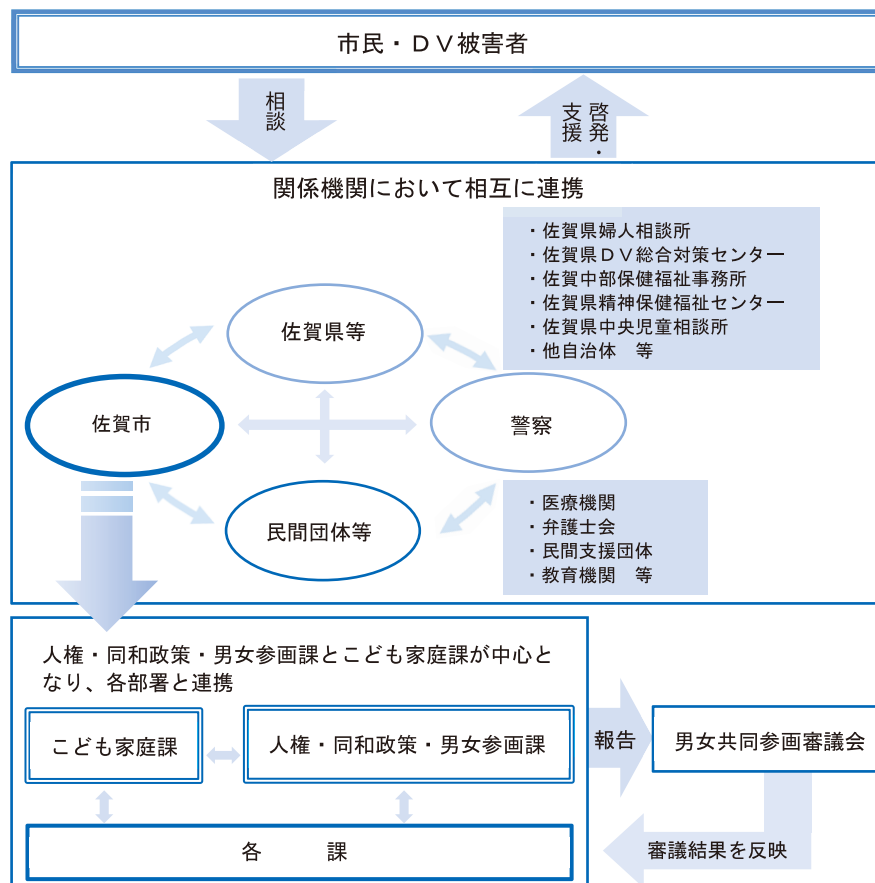
【施策2】 関係機関及び民間団体等との連携

DV被害者に対する切れ目のない支援にあたっては、様々な関係機関との連携・調整が必要になることから、県や近隣市町、医療機関、弁護士会等、支援機関との連携を進めていきます。

事業	
①	被害者及び加害者に対し適切な対応ができるよう県及び近隣市町、警察、医療機関、弁護士会等の被害者支援に関わる機関との連携を図る。
②	DV防止の為に啓発や被害者の自立支援に向け、幅広いニーズに応えるため、民間のDV被害者支援団体等との連携・協働を図る。
③	DV対応と児童虐待対応の連携を強化する。

【基本方向Vの推進体制】

DVの防止及び被害者支援に関しては、DV被害の状況や被害者の環境は様々で、ひとつの機関だけで対応することは困難です。このため、市民、行政機関、警察、民間の支援団体等を含む関係機関との連携を図り、本計画を推進していきます。また、庁内においては、人権・同和政策・男女参画課やこども家庭課などが中心となり、DV防止の啓発や被害者支援に関連する部署が連携を取りながら施策の推進に努めていきます。



基本方向V ドメスティック・バイオレンス（DV）のない社会づくり

ともに 進めよう！

市

○DV等に関して相談しやすい体制をつくり、被害者支援の充実に努めます。
○DV防止のための意識啓発や、教育のための場や機会を提供していきます。

市民

○DVに関する理解を深め、DVを許さない意識の形成を進めましょう。

事業者

○DV防止に関する啓発を進めていきましょう。

自治組織等

○地域でDV等の被害にあわれている方がいないか見守りましょう。

教育に
携わる者

○子どもたちにDVに関する教育を行いましょう。